

第2次男鹿市一般廃棄物処理基本計画



令和8年3月
男鹿市

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の概要	
1 計画の位置づけ	2
2 計画対象地域	2
3 計画の目標年度	3
第3節 計画の進行管理	3

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 本市の概況	
1 市域の概要	4
2 人口・世帯数の動向	4
3 産業の動向	5

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ処理の現状	
(1) 分別・収集・運搬体制	6
(2) 中間処理	7
(3) 最終処分	7
2 ごみ処理の実績	
(1) ごみ総排出量	10
(2) 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量	11
(3) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	12
(4) 家庭系ごみ月別排出量(資源化物を除く)	13
(5) 家庭系ごみ組成調査	14
(6) リサイクル率(資源化率)	15
(7) 資源化量	16
(8) 最終処分量	17
(9) ごみ処理経費	18
3 ごみ処理の課題	
(1) ごみの排出抑制	19
(2) 分別・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)	19
(3) 収集・運搬	19
(4) 中間処理・最終処分	19
(5) 地域特性	20
(6) ごみ処理広域化	20

第2節	基本理念・基本方針	
1	ごみ処理の基本理念	21
2	基本理念の考え方	21
3	ごみ処理の基本方針	
(1)	3R(2R)の推進	22
(2)	地域特性への対応	22
(3)	市民、事業者に対する環境教育や情報発信の充実	22
(4)	協働と連携による取組の推進	22
4	廃棄物処理施設の修繕計画	22
5	オール男鹿で取り組む各役割	
(1)	市の役割	23
(2)	事業者の役割	23
(3)	市民の役割	23
第3節	ごみ排出量の推計及び数値目標	
1	ごみ排出量の推計	
(1)	将来人口・世帯数	24
(2)	ごみ排出量	24
(3)	ごみの区分別排出量	25
2	数値目標	
(1)	一般廃棄物の減量化	26
(2)	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物を除く)	26
(3)	リサイクル率(資源化率)	27
(4)	最終処分量	27
第4節	目標達成に向けた個別施策	
1	エコプランA ～体制整備～	28
2	エコプランB ～発生抑制～	29
3	エコプランC ～情報発信～	29
第4章	生活排水処理基本計画	
第1節	生活排水処理の現状と課題	
1	生活排水の流れ	30
2	生活排水の処理主体	31
3	処理実績	31
4	生活排水処理の課題	32
第2節	生活排水処理基本計画	
1	基本方針	33
2	生活排水の排出量予測	34
3	基本方針を達成するための施策	
(1)	処理主体	35
(2)	処理の目標	35
	用語解説	37

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

男鹿市では、すべての市民の参加と協働により、人と自然が共存し、健全で恵み豊かな環境を保全・創造していくことで、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」や「持続的発展が可能な社会」の実現に取り組んでいるところです。

次世代に豊かな環境を引き継いでいくためには、限られた資源の中で、廃棄物の処理問題、海岸漂着ごみ対策、食品ロス対策、し尿・浄化槽汚泥の処理、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応する必要があります。

特に、廃棄物の減量化は、最も強化して取り組むべき課題の一つとなっており、減量化の施策となる3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高く、取組が遅れているリデュースとリユースは、引き続き適切に対応していくべき、重点課題であります。

また、し尿・浄化槽汚泥の処理については、生活雑排水の未処理排出による環境負荷の軽減を図るための対策を継続していく必要があります。

このたび、「男鹿市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間が満了することから、現状と課題を整理し、市民、事業者、行政等の多様な主体による協働のもと、目指すべき循環型社会の実現に向けた指針として、「第2次男鹿市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。



SDGs（持続可能な開発目標）の、大きな目標「12 つくる責任つかう責任」・「14 海の豊かさを守ろう」を視野に入れ、食品の大量廃棄による資源の無駄遣いや海洋プラスチック汚染が地球環境に与える影響等を十分踏まえた対策の検討と関係機関等との連携を強化していくことが重要です。

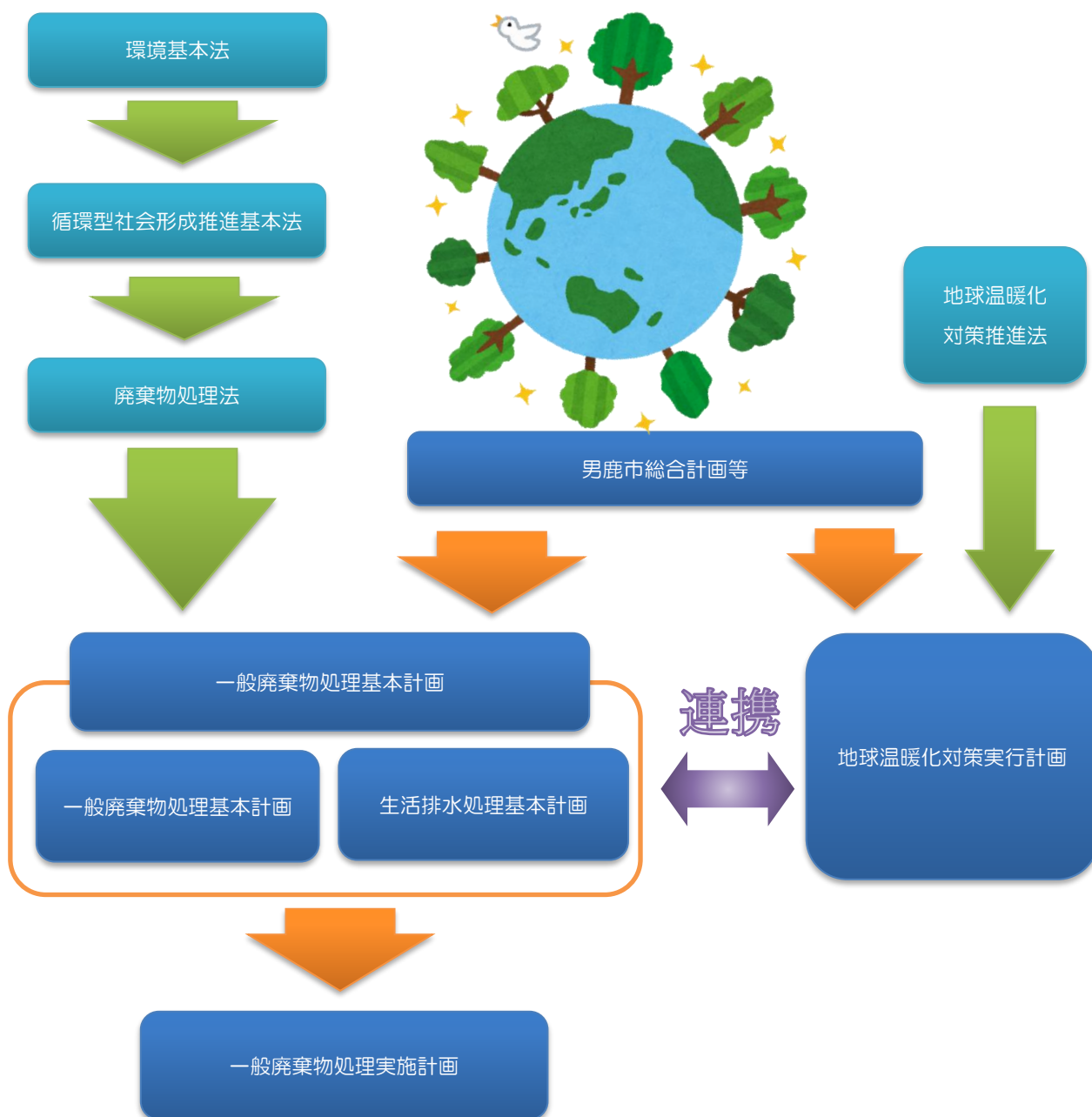
第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき策定するものであり、男鹿市総合計画等を上位計画としています。

本計画では、一般廃棄物のうち、ごみ処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年度4月1日に告示する一般廃棄物処理実施計画において定めます。

また、地球温暖化対策実行計画との連携により、ごみ発生量の抑制を図ります。



2 計画対象地域

本計画は、男鹿市全域を対象とします。

3 計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和17年度までの10年間（前期5年、後期5年）とします。

また、中間目標年度を5年後の令和12年度とし、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮したうえで、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとします。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
計画期間・目標	計画策定年度	初年度	→					中間目標年度	→				最終目標年度

第3節 計画の進行管理

本計画は、目標の達成状況を客観的に評価し、達成が困難な事項について改善を図る必要があることから、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより管理します。

Plan（計画）

策定した男鹿市一般廃棄物処理基本計画は、ホームページに掲載するなど、市民や事業者に対して広く周知します。

Do（実行）

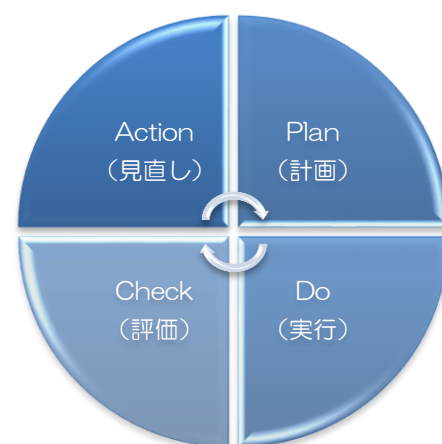
廃棄物処理法第6条の2に基づき、男鹿市一般廃棄物処理基本計画に従い、市内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬及び処分を行います。

Check（評価）

毎年度、事業評価シートにより、進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価します。

Action（見直し）

本計画は、年度ごとの評価を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行うほか、社会情勢や計画の進捗状況などを考慮したうえで、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとします。



第2章 計画策定の基本的事項

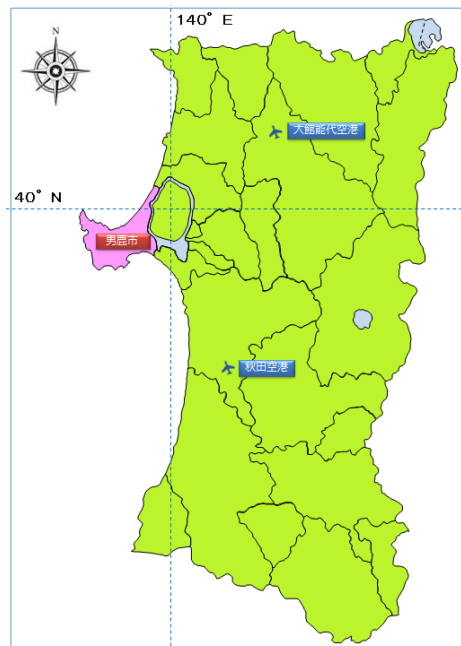
第1節 本市の概況

1 市域の概要

本市は、秋田県臨海部のほぼ中央に位置し、東西及び南北ともに約24キロメートル、面積241.09平方キロメートル、三方を海にひらかれた男鹿半島の大部分が市域となっています。

男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂が堆積してできた砂州によって陸続きとなった陸繋島で、海と山、そして湖と変化に富んだ美しい自然環境に恵まれていることから、全国で唯一、一市単独で国定公園の指定を受けています。

また、「男鹿のナマハゲ」は「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録されています。



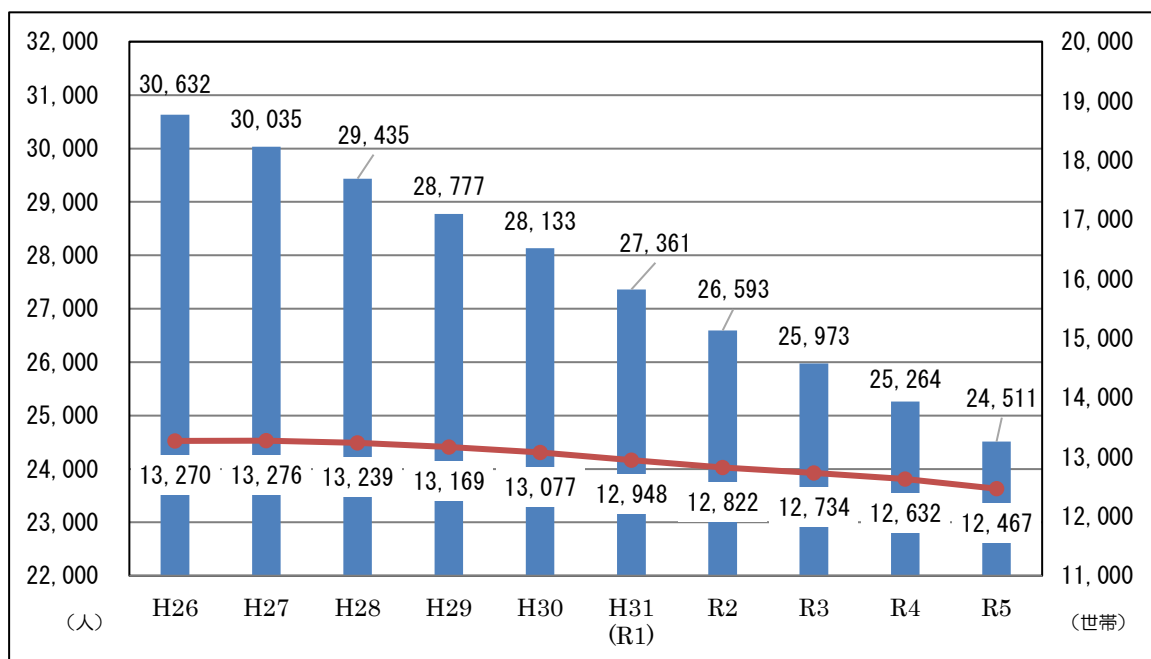
2 人口・世帯数の動向

本市の人口は令和5年4月1日現在24,511人で、この10年間で、6,121人減少し、世帯数も12,467世帯で803世帯の減となっております。

人口減少が顕著であるのに対し、世帯数は微減であることから、一世帯当たりの人員は約2.3人から1.9人に減少し、核家族化が進んでおります。

こうした傾向は、全国的な人口動態と同様と考えられます。

【人口・世帯数の推移】



住民基本台帳による人口・世帯数（各年度4月1日基準）

3 産業の動向

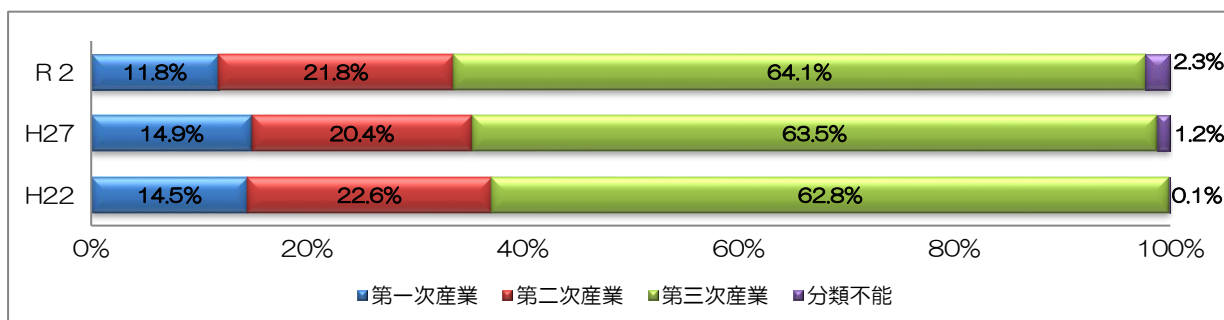
令和2年度国勢調査の結果では、第一次産業、第三次産業の就労者数が減少しており、第二次産業は就業者数が微増しております。第三次産業就労者は全体の64.1%を占めており、次いで第二次産業の21.8%、第一次産業は11.8%となっています。

産業大分類別による区分では、平成27年度で「医療・福祉」が最も多く14.4%、次いで、「卸売・小売業」が13.7%となっておりましたが、令和2年度も、「医療・福祉」が15.1%と最も多く、次いで「卸売・小売業」が14.1%となっております。これは、当市の高齢化率の上昇により、福祉施設等の建設が促進されたためだと考えられます。

(単位：人)

	H22		H27		R2	
就業者数	13,916	100.0%	11,313	100.0%	11,031	100.0%
第一次産業	2,024	14.5%	1,683	14.9%	1,299	11.8%
農業	1,614	11.6%	1,337	11.8%	1,053	9.5%
林業	45	0.3%	41	0.4%	40	0.4%
漁業	365	2.6%	305	2.7%	206	1.9%
第二次産業	3,138	22.5%	2,309	20.4%	2,409	21.8%
鉱業	34	0.2%	45	0.4%	31	0.3%
建設業	1,909	13.7%	1,475	13.0%	1,413	12.8%
製造業	1,195	8.6%	789	7.0%	965	8.7%
第三次産業	8,734	62.8%	7,188	63.5%	7,074	64.1%
電気・ガス・水道・熱供給業	80	0.6%	71	0.6%	59	0.5%
情報通信業	58	0.4%	18	0.2%	44	0.4%
運輸業	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
運輸・郵便業	733	5.3%	356	3.1%	598	5.4%
卸売・小売業	2,111	15.2%	1,552	13.7%	1,550	14.1%
卸売・小売業・飲食店	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	171	1.2%	157	1.4%	127	1.2%
不動産業	-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	84	0.6%	38	0.3%	84	0.8%
学術研究・専門技術サービス業	141	1.0%	106	0.9%	124	1.1%
飲食店・宿泊業	905	6.5%	726	6.4%	535	4.8%
生活関連サービス業・娯楽業	631	4.5%	451	4.0%	430	3.9%
医療・福祉	1,645	11.8%	1,626	14.4%	1,661	15.1%
教育・学習支援業	439	3.2%	449	4.0%	332	3.0%
複合サービス業	292	2.1%	310	2.7%	204	1.8%
サービス業	-	-	-	-	-	-
サービス業（分類不能）	784	5.6%	659	5.8%	743	6.7%
公務	660	4.7%	669	5.9%	583	5.3%
分類不能	20	0.1%	133	1.2%	249	2.3%

【産業別就業人口構成比の推移】



資料：国勢調査

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 分別・収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「拠点回収ごみ」の5分別で実施しています。そのうち「資源ごみ」は、「缶類、ビン類、ペットボトル、古紙」の4種類、「拠点回収ごみ」は、「古着・古布類、水銀含有ごみ、膨張・変形したリチウム蓄電池」の3種類としています。

また、収集、運搬は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4分別を委託方式により、実施しています。

膨張・変形したリチウム蓄電池については、令和8年1月から拠点回収を行っています。

事業所から排出される事業系ごみは排出事業者が許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

【市で収集するごみの分別区分】

分別区分		排出方式	収集回数	収集方法	
家庭系ごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋(燃えるごみ用)	週2回	ステーション方式	
	燃えないごみ	指定ごみ袋(燃えないごみ用)	月1回	ステーション方式	
	資源ごみ	缶類	指定ごみ袋(燃えないごみ用)	月2回	ステーション方式
		ビン類	指定ごみ袋(燃えないごみ用)	月1回	ステーション方式
		ペットボトル	指定ごみ袋(燃えないごみ用)	月1回	ステーション方式
		古紙	紙ひもで結束	月2回	ステーション方式
	拠点回収ごみ	古着・古布類	クリーニング(洗濯)済 ※毛布等一部回収対象外	随時	拠点回収方式
		水銀含有ごみ	破損のないことを確認	随時	拠点回収方式
		膨張・変形したリチウム蓄電池	電極部を絶縁テープ等で絶縁処理	随時	拠点回収方式
	粗大ごみ	証紙(シール)方式	随時	戸別有料	

(2) 中間処理

本市では、ごみ処理の効率化や適正化をはじめ、循環型社会の実現に向けた地域社会の形成を目的として、八郎湖周辺地域にある5市町村（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）において「八郎湖周辺清掃事務組合」を設置し、平成18年から2ヶ年事業でごみ処理施設の整備を進めてきました。これにより、一日当たり可燃ごみ60トン、不燃ごみや資源ごみ、粗大ごみ15トンの処理能力を有する「八郎湖周辺クリーンセンター」が完成し、構成市町村のごみを一括管理するとともに適切な処理が行われています。

不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等については、併設されているリサイクル施設に搬入され、選別処理された後に再資源化が図られています。

なお、資源ごみのうち缶類については、スチールとアルミに選別し、圧縮・成型後に売却。ペットボトルは、圧縮・梱包後に、選別されたガラスビンとともに容器包装リサイクル法に基づいた指定法人へ引き渡されています。

(3) 最終処分

八郎湖周辺クリーンセンターにおいて焼却及び破碎後に排出される焼却残渣や不燃等の残渣は、管理型の「男鹿市一般廃棄物最終処分場」へ搬出し、埋立処分されています。



八郎湖周辺クリーンセンター

【八郎湖周辺クリーンセンターの概要】

- ・所在地 秋田県男鹿市松木沢字板引沢73番地
- ・供用開始 平成20年3月
- ・敷地面積 55,480平方メートル
- ・施設規模 熱回収施設 30t/24h×2基=60t/24h
リサイクル施設 15t/5h
- ・構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建て
- ・処理方式 全連続燃焼式
- ・焼却炉型式 水冷式ストーカ炉
- ・公害防止装置 有害ガス除去装置
- ・燃焼ガス冷却 水噴射式
- ・破碎機形式 回転式破碎機

【男鹿市一般廃棄物最終処分場の概要】

- ・所在地 秋田県男鹿市五里合琴川字苗代沢地内
- ・供用開始 平成8年3月
- ・埋立面積 12,600平方メートル
- ・埋立容積 66,800立方メートル
- ・残余期間 約15年
- ・埋立廃棄物 焼却残渣、破碎残渣
- ・浸出水処理施設 処理能力 浸出水 30立方メートル/日
処理方式 原水→沈砂・調整槽→凝縮沈殿（Ca除去）
→生物処理→凝縮沈殿→砂ろ過→活性炭吸着
→消毒槽→放流

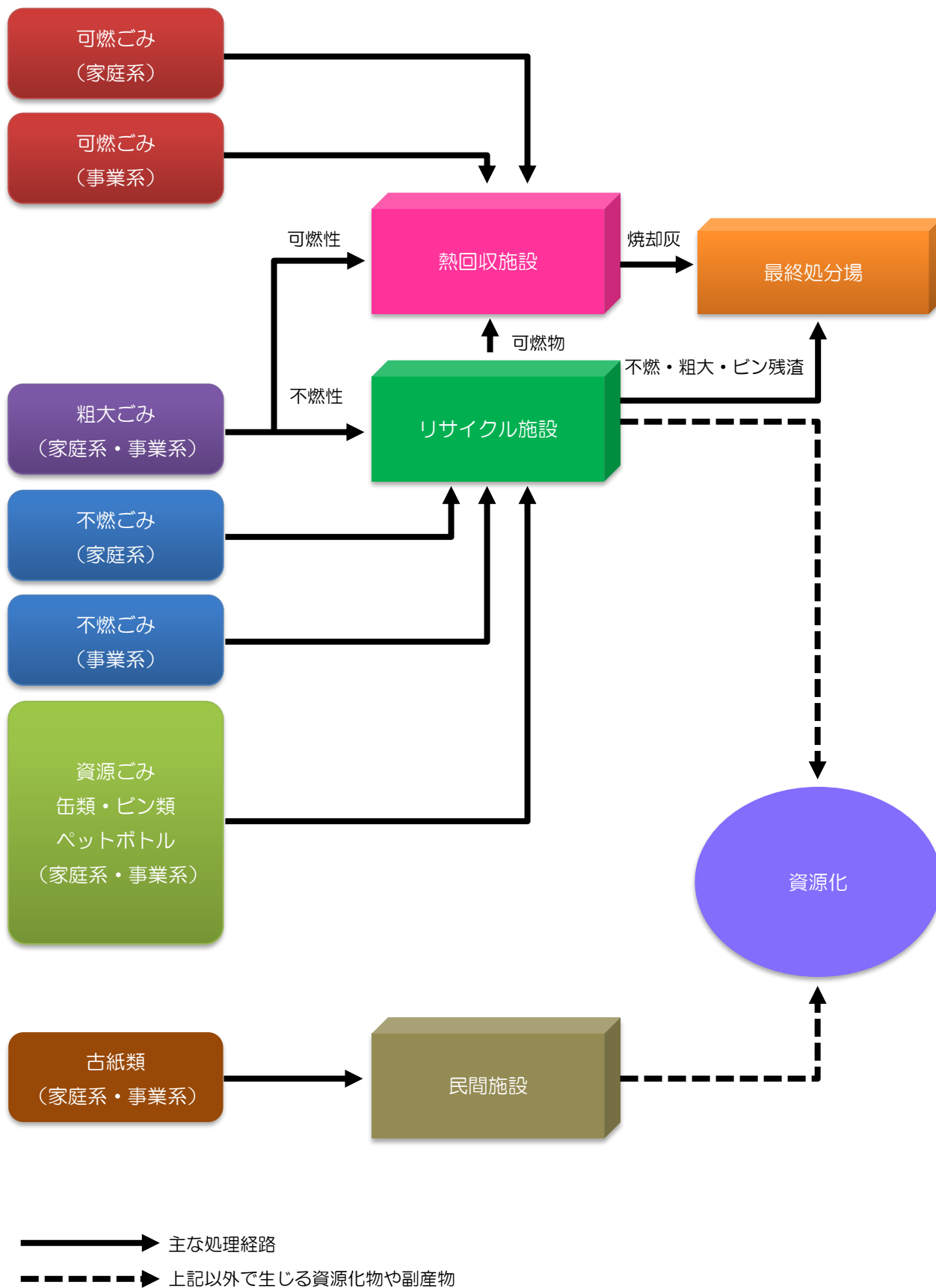
【申川不燃物埋立処分場の概要】

- ・所在地 秋田県男鹿市野石字申川166
- ・供用開始 昭和54年4月
- ・埋立面積 36,601平方メートル
- ・埋立容積 163,265立方メートル
- ・残余期間 約20年
- ・埋立廃棄物 不燃物、粗大ごみ

【不燃物処理場の概要】

- ・所在地 秋田県男鹿市戸賀戸賀字延田地内
- ・供用開始 昭和48年
- ・埋立面積 28,500平方メートル
- ・埋立容積 183,775立方メートル
- ・残余期間 約22年
- ・埋立廃棄物 不燃物、粗大ごみ、破碎不可能物

【ごみ処理経路図】



2 ごみ処理の実績

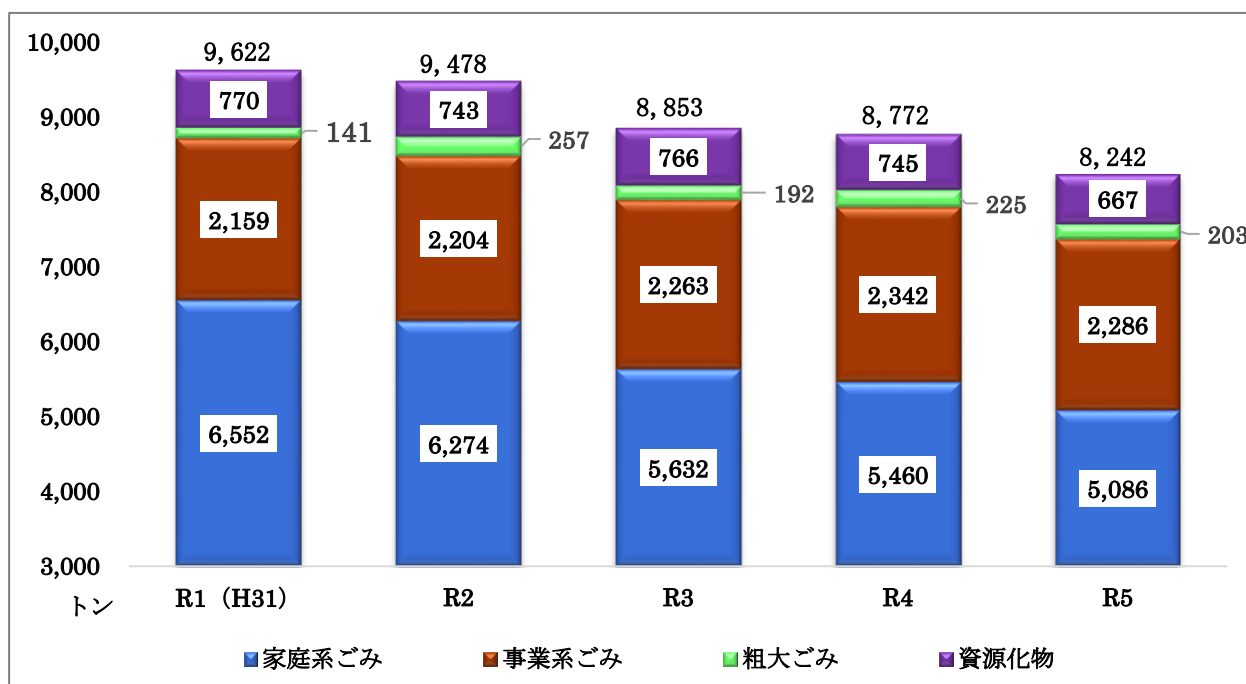
(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、直近5年間でみると人口減少の背景がある中で減少傾向にあります。

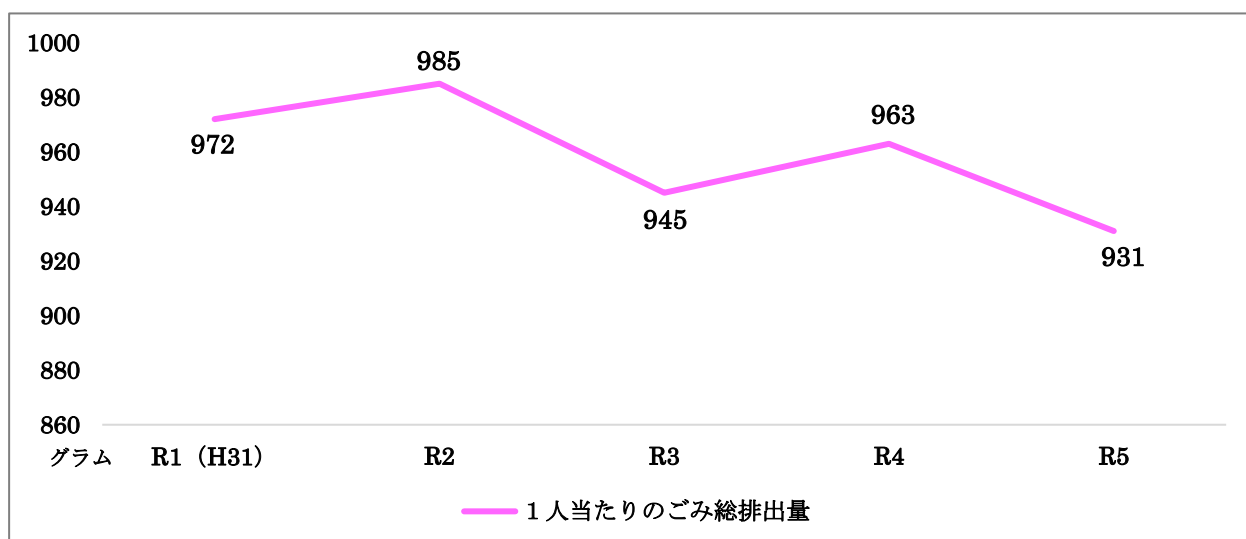
令和5年度ごみの総排出量は、8,242トンとなっており、一人一日当たりで換算すると931グラムと令和元年度から減少傾向となっております。

これは、本市の人口減少と本計画に基づく施策により、家庭系ごみが減少したためと考えられますが、事業系ごみは、横ばい傾向となっております。

【ごみ総排出量（ごみの区分別）】



【一人一日当たりのごみ総排出量】



ごみの総排出量の実績	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ (t)	6,552	6,274	5,632	5,460	5,086
事業系ごみ (t)	2,159	2,204	2,263	2,342	2,286
粗大ごみ (t)	141	257	192	225	203
資源化物※ (t)	770	743	766	745	667
合計 (t)	9,622	9,478	8,853	8,772	8,242
1人1日当たりの総排出量(g)	972	985	945	963	931

資料：一般廃棄物処理実態調査（10月1日基準）

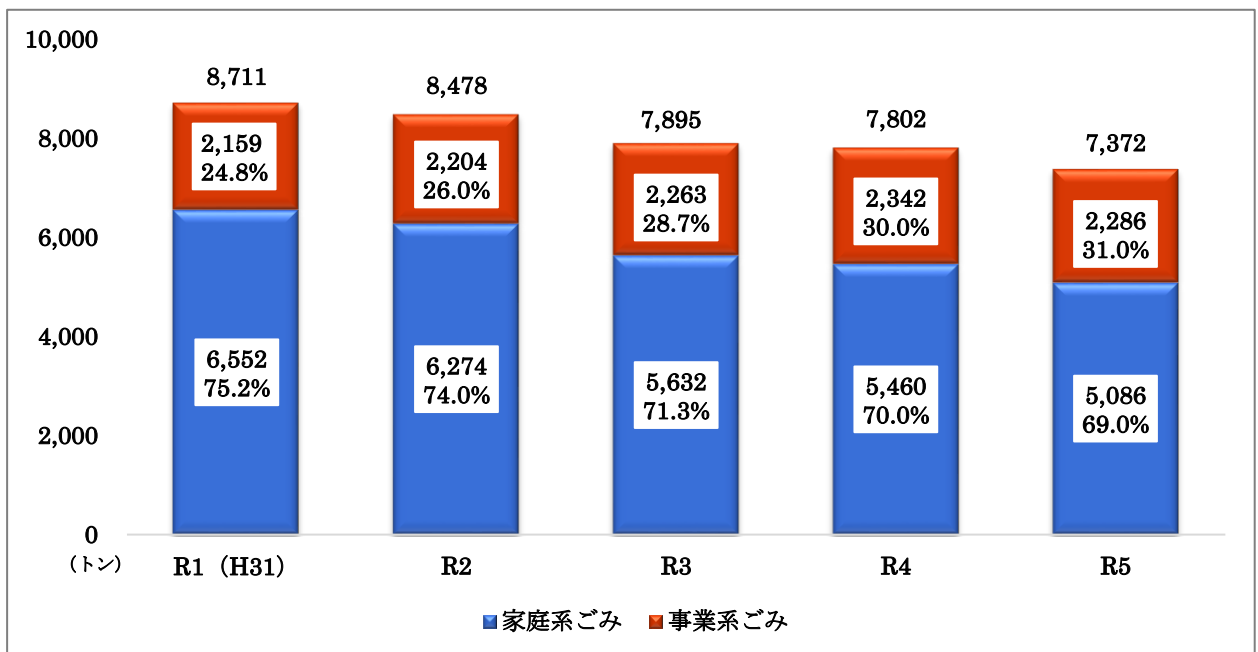
※古紙は除く

（２）家庭系ごみ、事業系ごみ排出量

直近5年間の排出量をみると家庭系ごみが令和5年度で69%、事業系ごみが31%となっており、家庭系ごみは緩やかに減少傾向が続いているものの、事業系ごみは横ばい傾向となっています。

なお、ごみの排出抑制による減量化、公平な費用負担および市民のごみに対する意識向上を図るため、令和2年7月より家庭系ごみの有料化制度を継続実施していることや啓発活動などが家庭系ごみの減少につながったと考えます。

【家庭系、事業系ごみ排出量】



単位：トン

	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	6,552	6,274	5,632	5,460	5,086
事業系ごみ	2,159	2,204	2,263	2,342	2,286
合計	8,711	8,478	7,895	7,802	7,372

資料：一般廃棄物処理実態調査（基準日：10月1日）

(3) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

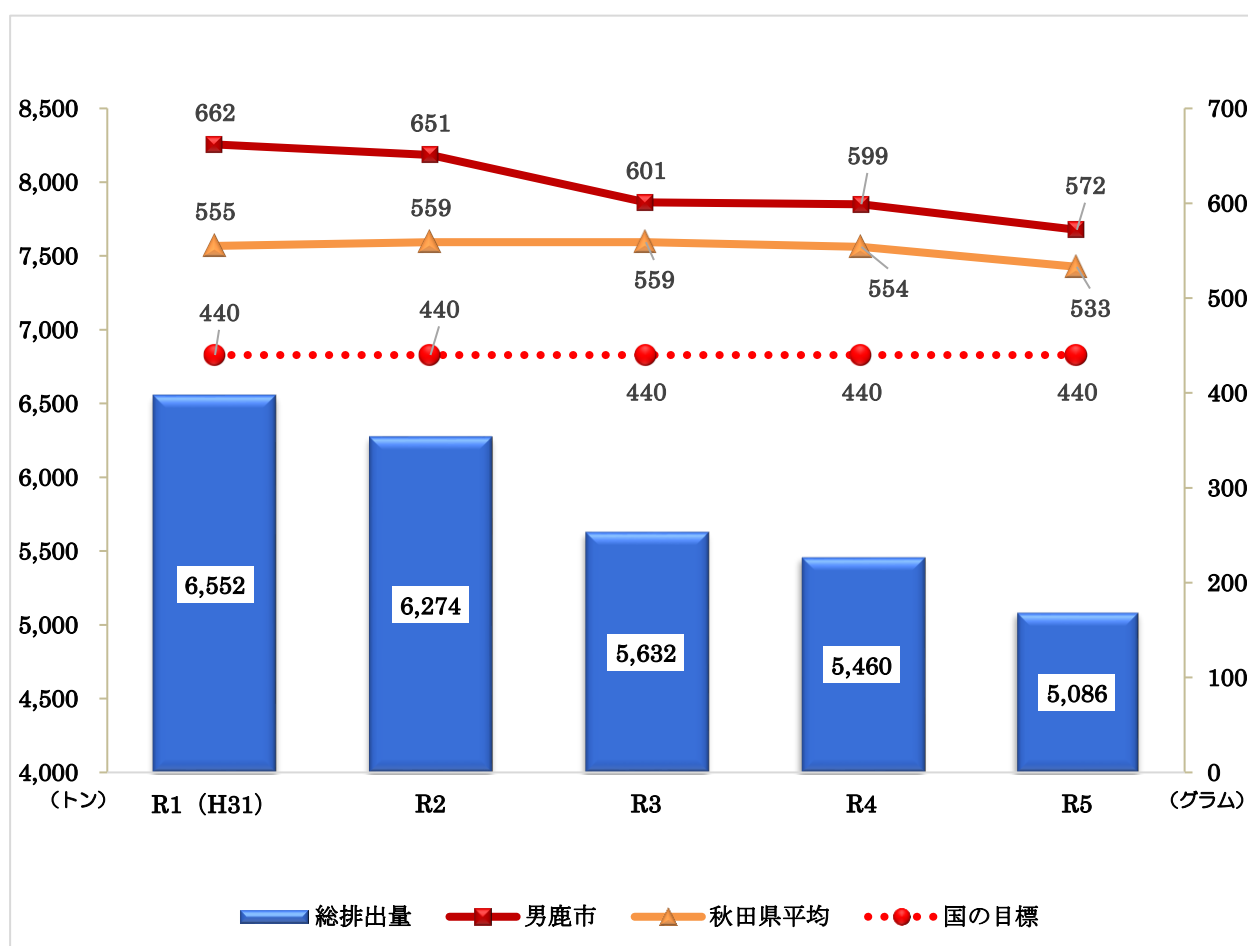
一人一日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く）の排出量は、令和5年度で572グラムで、直近5年間でみても、県内市町村平均値を上回っている状況です。

国は令和7年2月に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を変更し、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を440グラムから478グラムに目標を変更しています。

これは、過去の実績や経済活動の見通しなどを基に取組を進めた場合、木竹草類、金属、ガラス等について、発生量削減が難しいことを見込んだ目標値となっています。

この目標を達成するためには、現在から17%以上の減量に努めなければなりません。

【一人一日当たりの家庭系ごみ排出量】

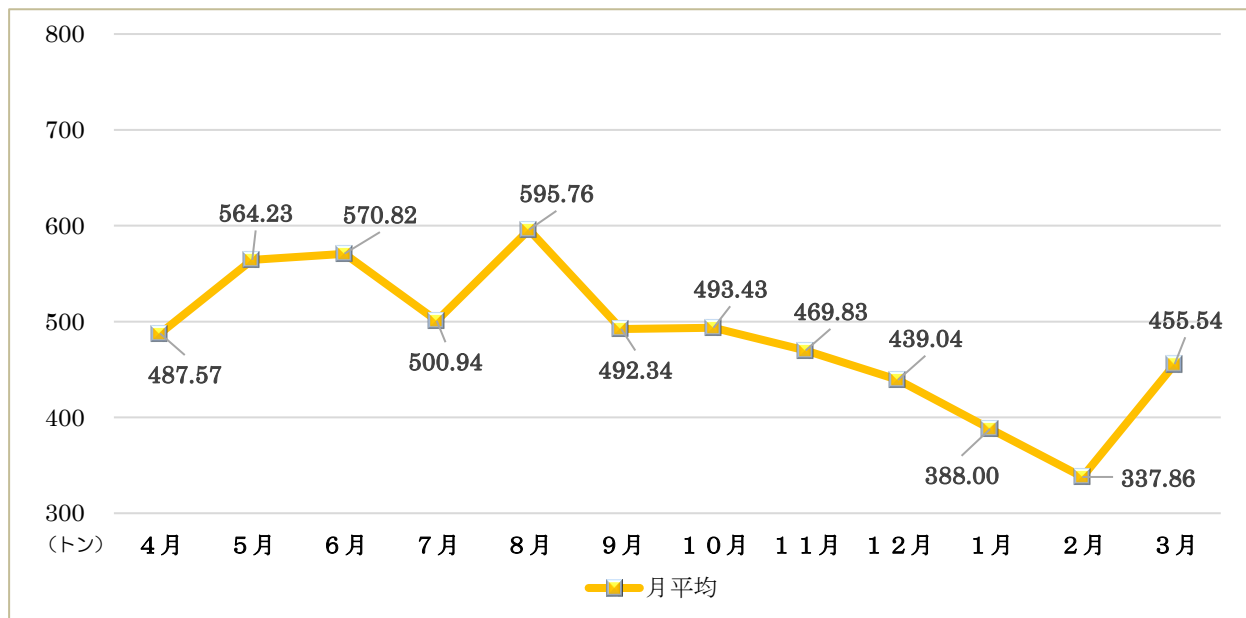


資料：一般廃棄物処理実態調査(基準日:10月1日)

(4) 家庭系ごみ月別排出量(資源化物を除く)

直近5年間の月別平均排出量をみると、春季から夏季は、期間平均排出量を上回っている一方、冬季は期間平均排出量を下回っていることがわかります。要因としては、ごみに含まれる水分量や季節変動、帰省等による排出人口の一時的な増減によるものと考えられます。

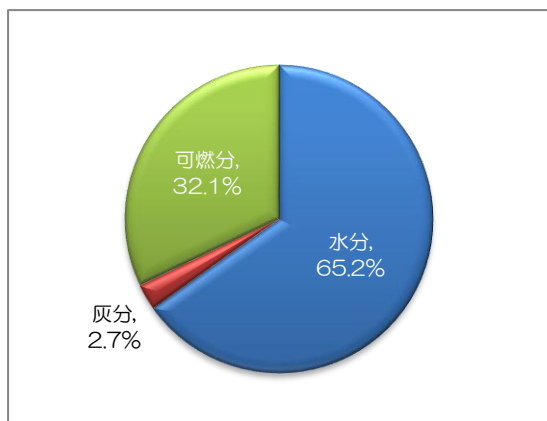
【家庭系ごみの月別排出量 (R1~R5 平均)】



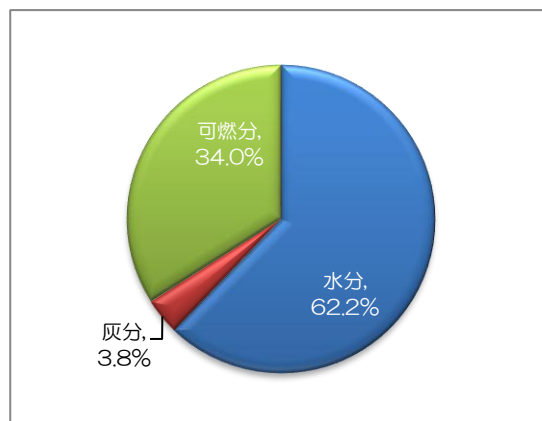
資料：一般廃棄物処理実態調査 (基準日：10月1日)

【家庭系ごみ (燃えるごみ) に含まれる三成分の比較 (R5)】

【8月】



【2月】



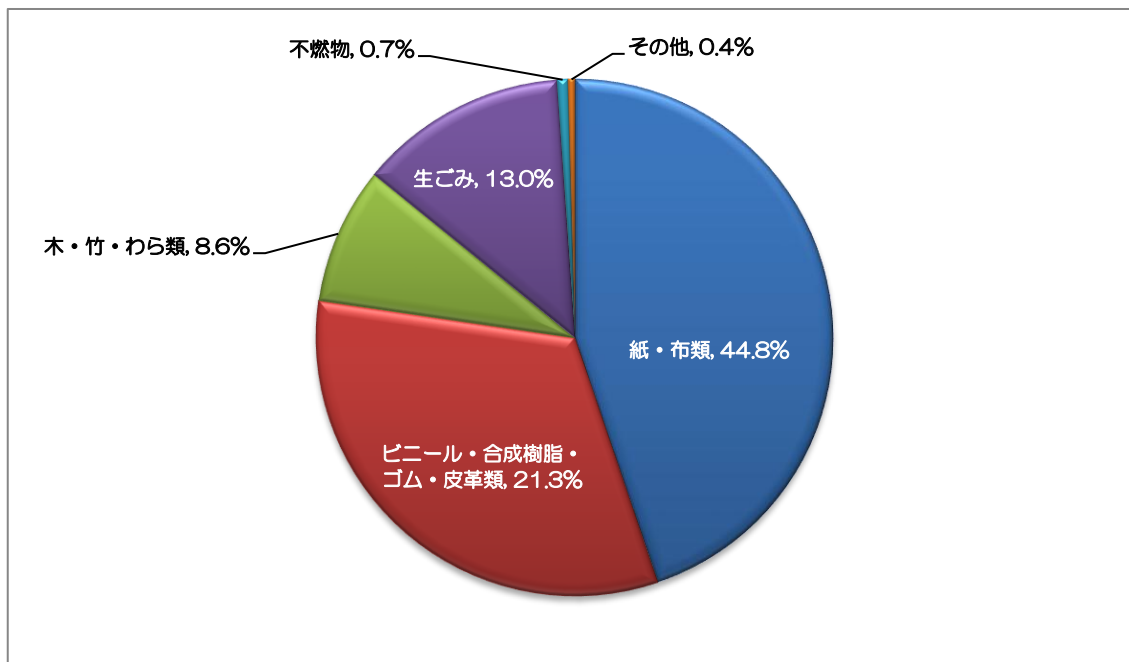
資料：八郎湖周辺クリーンセンター

(5) 家庭系ごみ組成調査

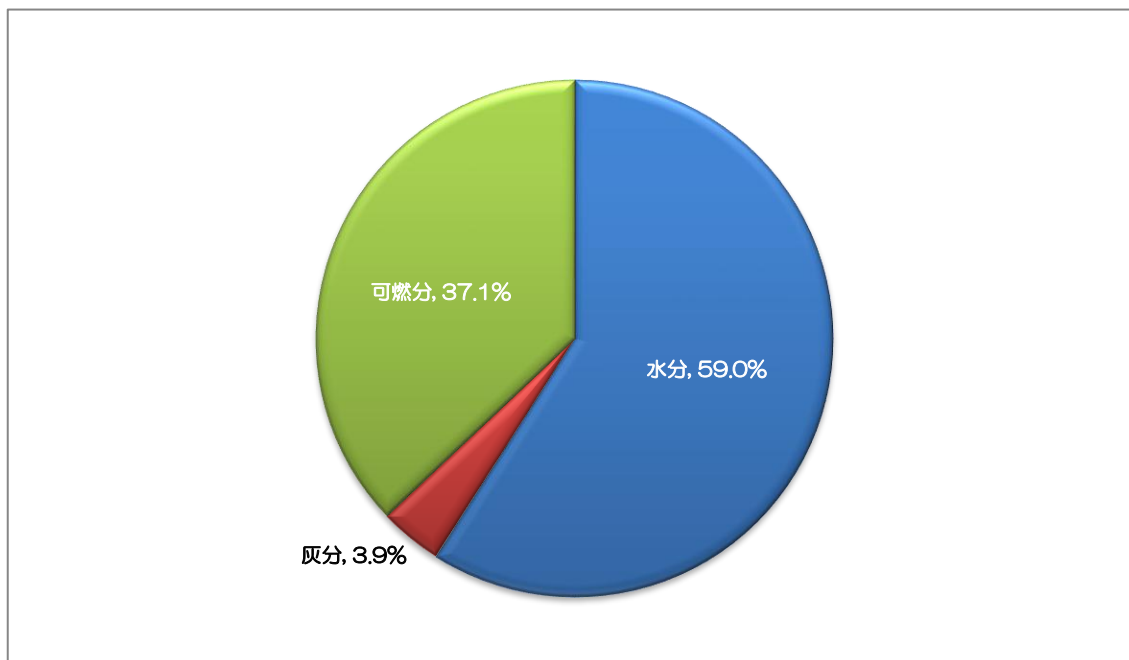
八郎湖周辺クリーンセンターでは、施設の運転管理を適正に行うために、家庭系ごみの組成調査を年4回季節ごとに実施しています。

このデータから、資源化可能物の分別の徹底や生ごみの水切りなどにより、家庭系ごみのさらなる減量が可能であることがわかります。

【家庭系ごみ（燃えるごみ）の種類組成（R5平均値）】



【家庭系ごみ（燃えるごみ）の三成分（R5平均値）】



資料：八郎湖周辺クリーンセンター

(6) リサイクル率(資源化率)

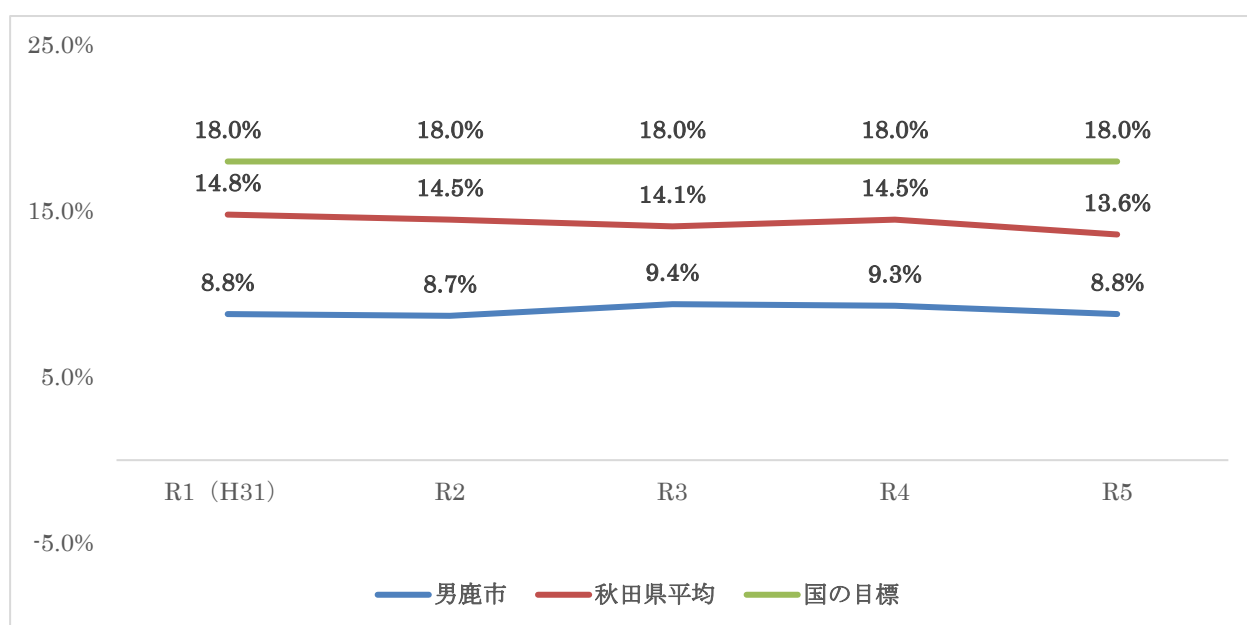
リサイクル率は、ごみの総排出量に占める資源化物の排出量の割合を示す数値です。

本市では、令和5年度で8.8%と県内市町村平均値を下回っており、過去5年間横ばい傾向にあります。

なお、国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年度閣議決定）では、循環利用率を18%から19%へ引き上げた目標を設定しています。

リサイクルが可能な製品選びや分別の徹底により、リサイクル率の向上が図られます。

【リサイクル率】



資料：一般廃棄物処理実態調査(基準日:10月1日)

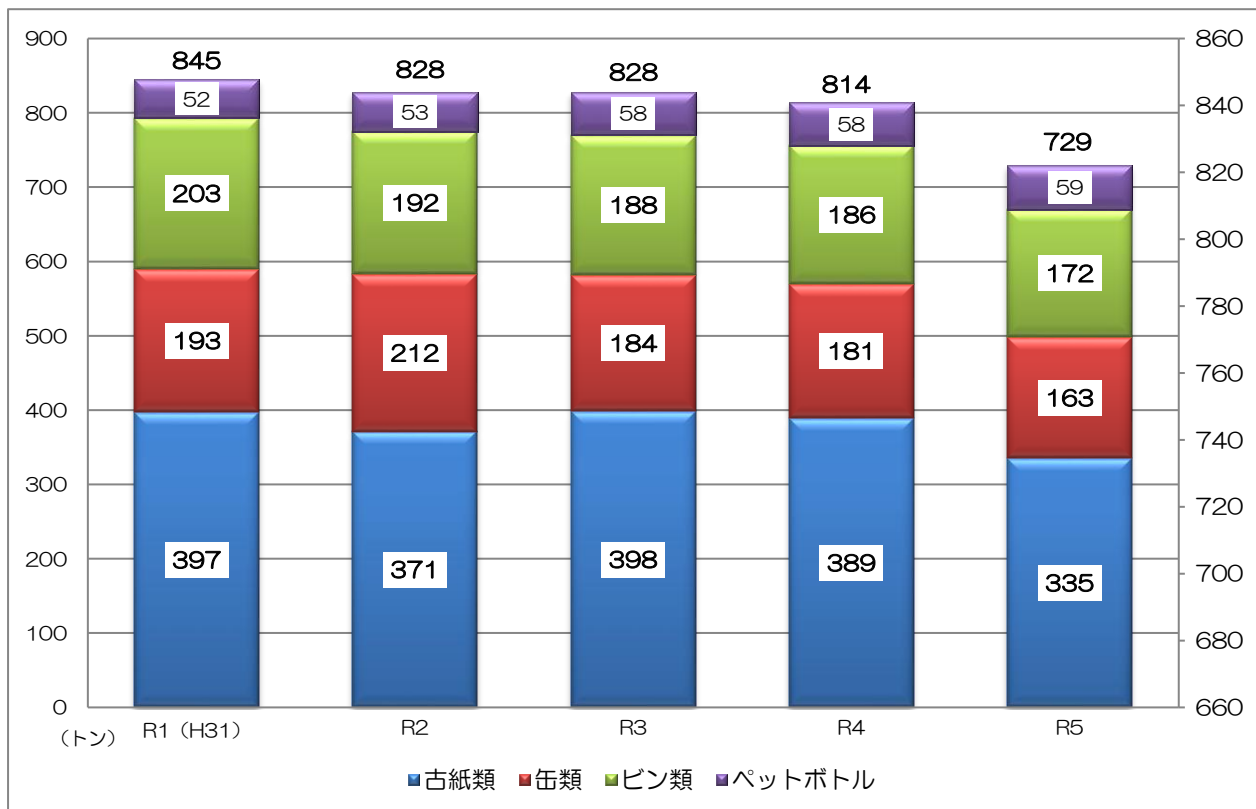


(7) 資源化量

資源化量の推移については、直近5年間で緩やかに減少傾向となっています。

ごみ総排出量に占める資源化可能物の増加がリサイクル率の向上に繋げるためには、分別に関わる啓発等の強化が必要と考えられます。

【資源化量】



単位：トン

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
古紙類	397	371	398	389	335
缶類	193	212	184	181	163
ビン類	203	192	188	186	172
ペットボトル	52	53	58	58	59
合計	845	828	828	814	729

資料：一般廃棄物処理実態調査（基準日：10月1日）

(8) 最終処分量

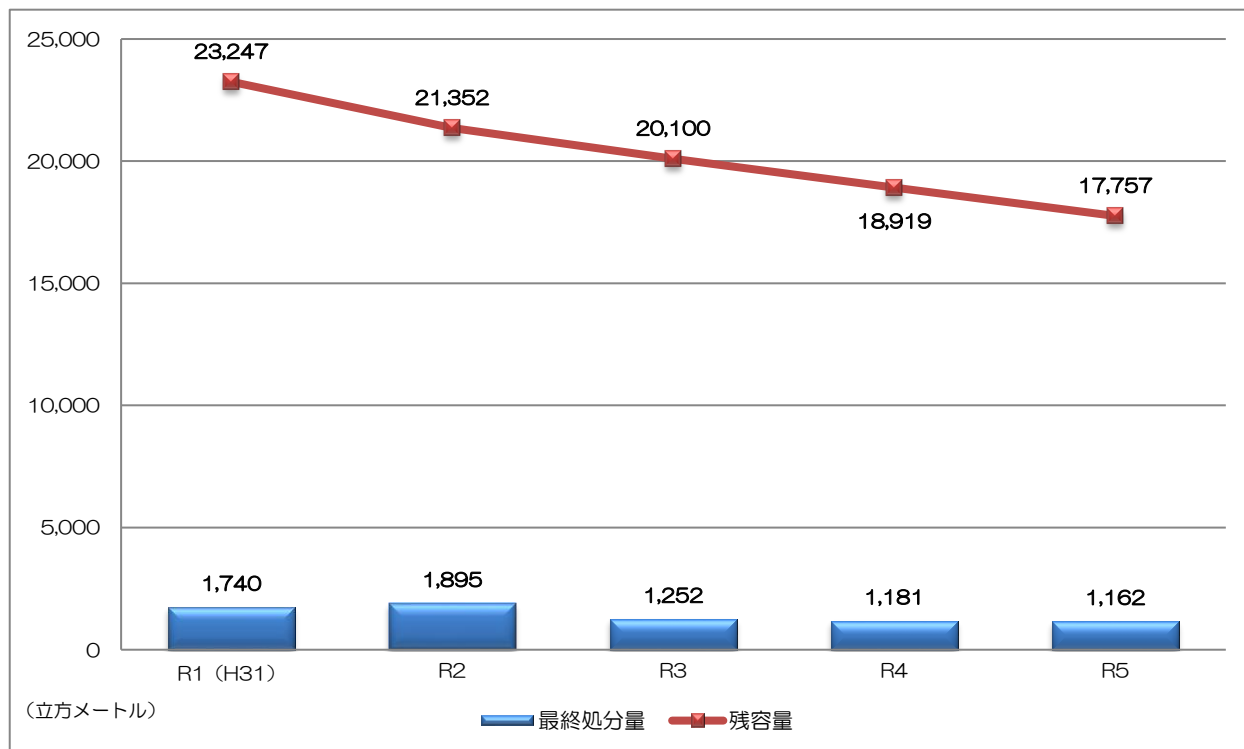
八郎湖周辺クリーンセンターにおいて、焼却及び破碎後に排出される焼却残渣や不燃等の残渣は、管理型の一般廃棄物最終処分場へ搬出され埋立処分されています。

前計画における最終処分量の目標「令和元年度比の9%以上削減」に対し、令和5年度実績は、令和元年度比33.2%の削減となっており、目標を達成しております。

これは、人口減少及び家庭系ごみ有料化の実施などによる家庭系ごみ排出量の減少によるものと考えられます。

なお、本市の一般廃棄物最終処分場は、平成8年から供用を始めており、令和2年7月からの家庭系ごみ有料化と人口減少を踏まえた最終処分量の実績から残余年数を推計すると、令和5年度末地点で今後15年程度使用できる見込みとなっています。

【最終処分量】



(基準日：3月31日)

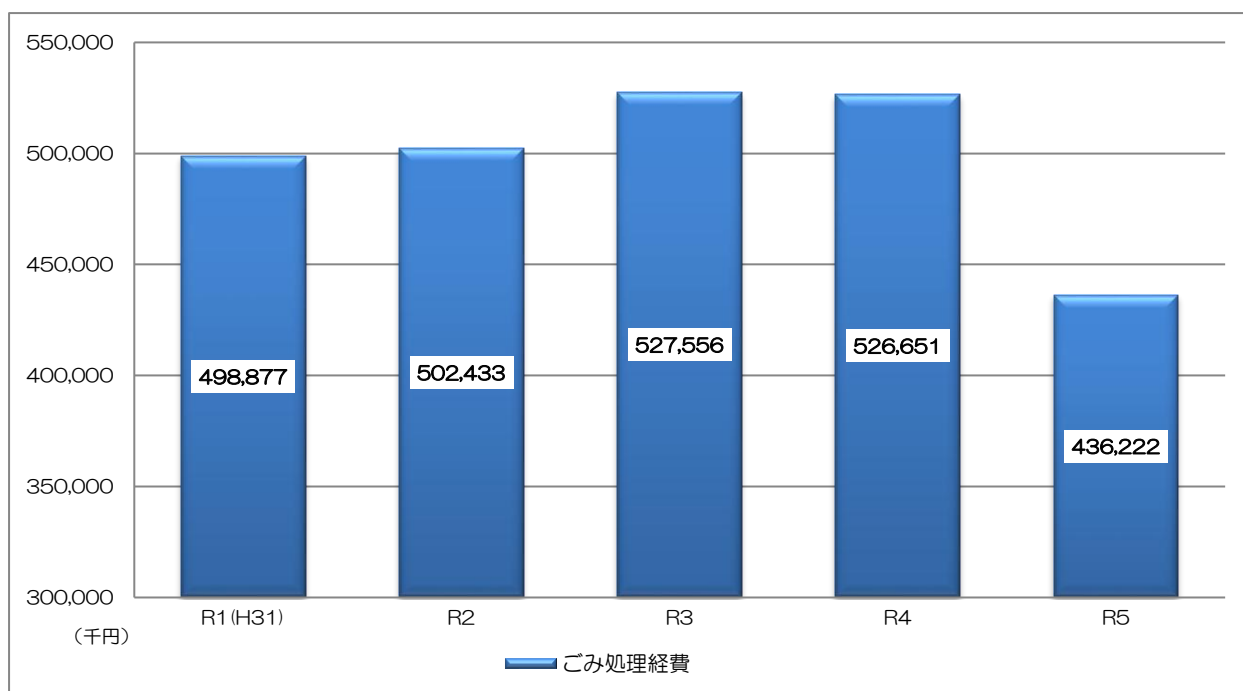


(9) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、令和5年度で約4億4千万円となっています。ごみの排出量1トン当たりに換算すると約5万3千円です。

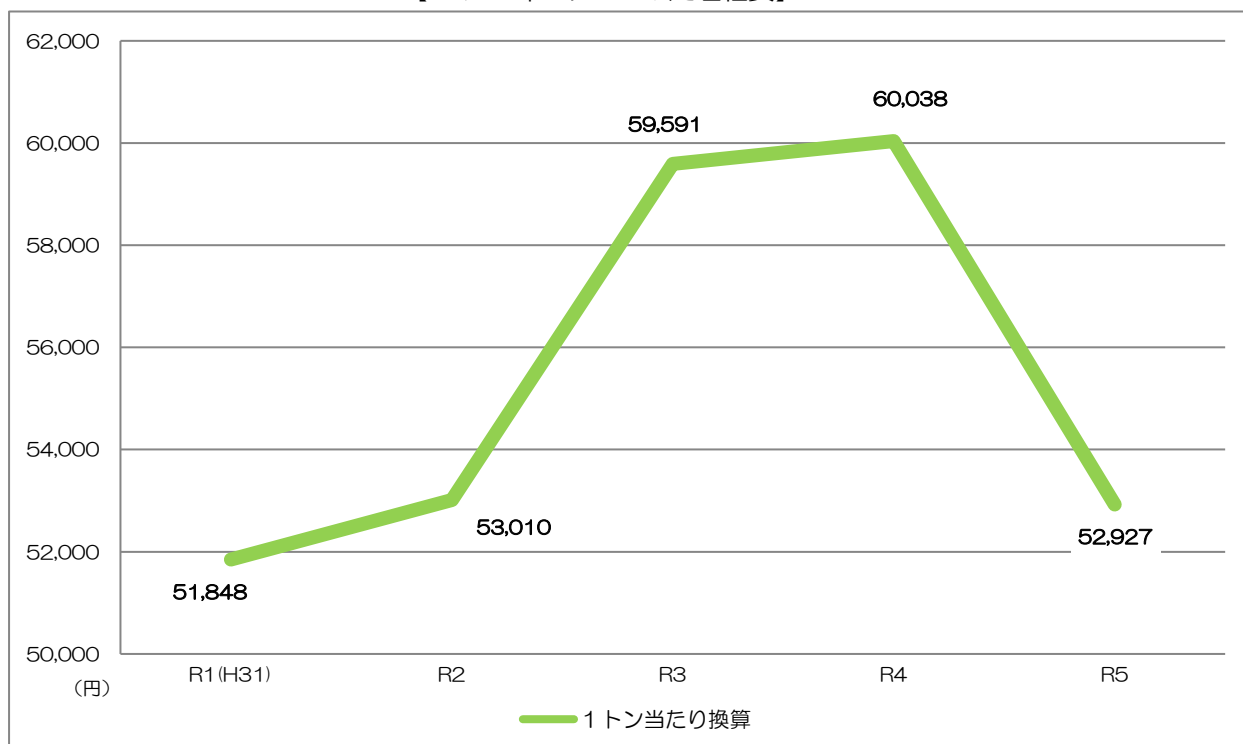
八郎湖周辺クリーンセンターの維持に係る修繕や一般廃棄物最終処分場の整備、物価の上昇などが見込まれることから、ごみ処理に係る経費は、今後、緩やかに上昇していくものと考えられます。

【ごみ処理経費】



(基準日：3月31日)

【1トン当たりのごみ処理経費】



(基準日：3月31日)

3 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制

本市における家庭系ごみの総排出量は、人口減少と令和2年度から開始した男鹿指定ごみ袋の有料化に伴い、緩やかながら減少傾向にあります。一人一日当たりの排出量は、令和5年度実績で572グラムと県内市町村の中でも後れをとっている状況が続いております。

国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針における、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標478グラムを達成するには、現状から18%以上の減量に取り組まなければなりません。

引き続き、分別の徹底や食ロスの削減など、ごみ減量に関する普及啓発活動をより一層強化するとともに、全国市町村の減量化対策の動向や事例をみながら検討する必要があります。

また、ごみの少ないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進していくためには、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携を深め、それぞれの果たすべき役割に対し積極的に取り組んでいける環境づくりが大切です。

(2) 分別・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）

本市におけるごみの分別区分は、5区分9分別となっており、市民の協力のもと分別収集が進められていますが、リサイクル率（資源化率）は8.8%と県内市町村平均値を下回っています。

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画において、資源循環率を18%から19%へ目標を引き上げており、再生利用が可能な製品選びや分別の徹底などによるリサイクル率の向上に向けたさらなる取り組みが必要です。

(3) 収集・運搬

本市における家庭系ごみの収集は、委託方式により実施しています。

家庭系ごみの総排出量は、ごみ袋の有料化の実施や人口減少に伴い緩やかに減少傾向にあります。各地域におけるごみ集積所の設置数（令和7年4月1日現在768カ所）は微増傾向にあります。このような状況を踏まえながら、今後の収集運搬業務の効率性や適正な収集体制の維持などについて検討していく必要があります。

(4) 中間処理・最終処分

平成20年の八郎湖周辺クリーンセンターの竣工により中間処理施設の整備は一段落しましたが、施設の長期使用を図るため、本計画期間中は、必要最小限の修繕を行いながら、ごみ処理広域化に向けた施設の運営と維持管理を実施する必要があります。

一般廃棄物最終処分場については、供用開始から30年（令和7年現在）を経過し、残余年数も15年程度と推測されることから、民間委託も視野に入れた処分の方法を模索するとともに、将来世代への負担軽減という観点から、基金造成など財源確保について検討する必要があります。

(5) 地域特性

本市は三方が海に面しており、沿岸部では毎年大量のプラスチック製品やペットボトル、流木等のごみが漂流・漂着しています。これらは処理に多大な費用を要するだけでなく、景観の阻害や海洋生物など生態系への影響を招くことが懸念されます。

このような状況を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を行っていく必要があります。

(6) ごみ処理広域化

今後の八朗湖周辺の市町村の人口減少を勘案すると、施設の維持管理に係る費用の負担は増加することが予想され、効率的な運営が難しくなることが見込まれます。

令和6年4月に秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会が設立され、令和7年3月に関係7市町村で広域化基本協定が締結されました。

令和7年11月には、同協議会に由利本荘市が参加することとなり、以降は関係8市町村で協議を進めて、段階的に足並みをそろえた施策を行う方向性となっています。



第2節 基本理念・基本方針

1 ごみ処理の基本理念

本市は、目指す都市像をオール男鹿で、活力ある地場産業の構築と、だれもが健康に暮らせる地域社会を創りあげる「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」とし、その実現に向けて総合計画を策定しています。特に、定住環境の整備と循環型社会の実現については取組の柱のひとつに位置付けられており、重点的に推進するものです。

このことを踏まえ、本計画においては、市民、事業者、行政等が目指す基本理念を次のとおり掲げます。

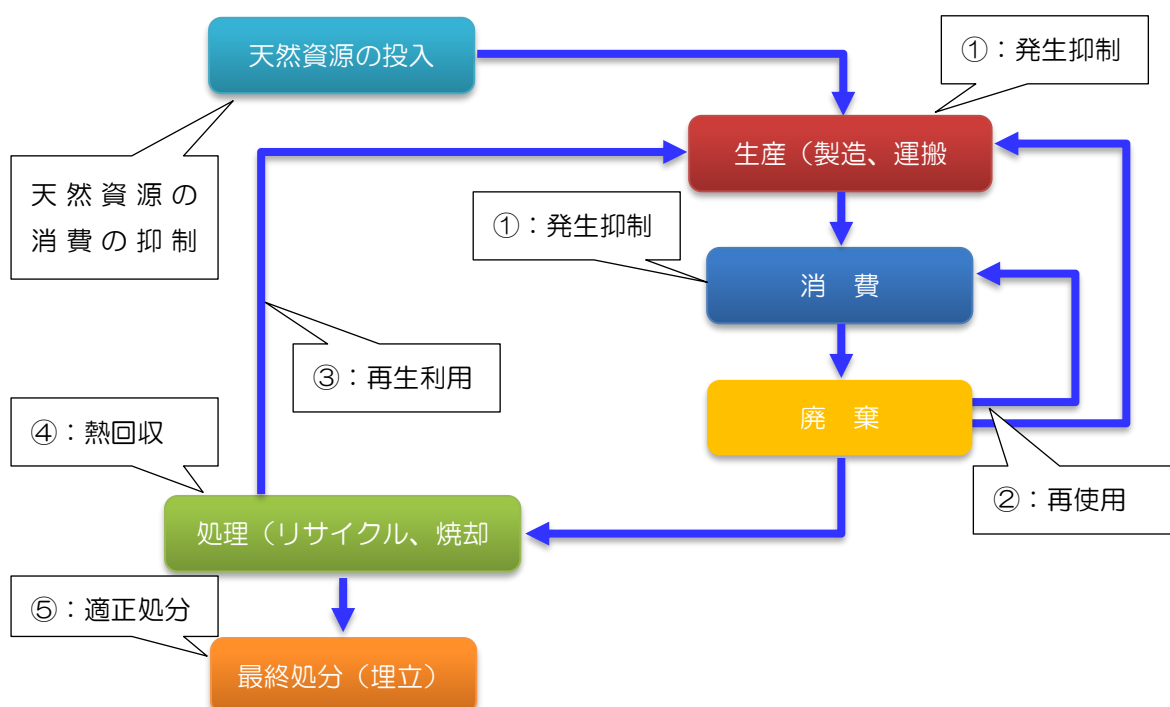
人と自然が共存できる持続可能なまちづくり

2 基本理念の考え方

大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフサイクルから脱却し、資源の循環・再生利用、廃棄物の適正処理を進めることは、天然資源の消費抑制や環境負荷の低減につながるため、地球環境はもとより、本市の恵まれた自然環境を守るうえで大変重要なことです。

このため、市民、事業者、行政等、それぞれがこのことを自覚し、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処理といった取組を通じて循環型社会を実現し、恵み豊かな自然環境を将来の世代へと引き継いでいきます。

【循環型社会の概念図】



3 ごみ処理の基本方針

(1) 3R(2R)の推進

廃棄物の排出抑制における基本的な考え方としては、①できる限り排出を抑制(リデュース)し、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)の順に適正な処理を行うことが重要です。このうち、①排出の抑制(リデュース)、②再使用(リユース)の2Rを重点課題として市民の意識改革を促し、循環型社会の実現に努めます。

(2) 地域特性への対応

海岸の漂流・漂着ごみは、本市の地理的状況がもたらす地域特性と捉え、課題解決に向けて、処理費用の削減等、関係機関との連携を図りながら、より良い環境の形成に取り組めます。

(3) 市民、事業者に対する環境教育や情報発信の充実

市民や事業者に対し、ごみの減量化に関する市民意識を育むことや、持続可能な地域社会の形成を促進するため、学校や地域等への出前講座、ワークショップの開催、ごみ処理施設の見学会など、環境教育に取り組めます。

(4) 協働と連携による取組の推進

ごみの減量化は、主たる排出者である市民、生産・流通の担い手である事業者、行政等が協働、連携して取り組むことで、初めて十分な効果を得ることができます。

このため、本計画は、これらの多様な主体との協働と連携のもと取組を推進していきます。

4 廃棄物処理施設の修繕計画

廃棄物を安定的、継続的に処理するため、廃棄物処理施設の修繕については計画的に行い、適正な処理体制を確保していきます。

一般廃棄物最終処分場の残余年数は、令和5年度末時点で15年となっており、以降については、整備費用の観点から民間委託も含め検討が必要となります。

なお、熱回収施設及びリサイクル施設については、八郎湖周辺清掃事務組合が設置及び管理運営を行っております。

5 オール男鹿で取り組む各役割

市民、事業者、行政等の多様な主体による協働のもと取組強化を推進します。

また、温室効果ガス排出削減のため、男鹿市地球温暖化対策実行計画との連携を図り、ごみの発生量を抑制します。

(1) 市の役割

- ・市民、事業者が取り組むことのできる仕組みづくりを構築します。
- ・ごみの減量に向けた、市民、事業者の自主的な取り組みを支援します。
- ・環境負荷低減を考慮した、安全かつ効率的な適正処理に努めます。
- ・市民、事業者に対し、ごみ減量に有効な情報提供を行います。
- ・循環型社会の実現に向けた環境教育の充実を図ります。

(2) 事業者の役割

- ・排出者としての責任を自覚し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に積極的に取り組み、ごみを出さない事業活動に努めるとともに、発生したごみは、自己処理責任の原則のもと適正に処理します。
- ・生産、使用、廃棄などの過程において、資源やエネルギーの消費量削減に努め、製品の耐久性の向上や回収・リサイクルルートの確保に努めます。

(3) 市民の役割

- ・環境への負荷の低減や良好な環境を維持していくため、物の消費者、ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に重点を置いたライフスタイルを心がけます。
- ・分別収集のマナーを遵守することや、ボランティア清掃など地域活動への参加に努め、ごみの減量化、適正処理に向けた取組に協力します。



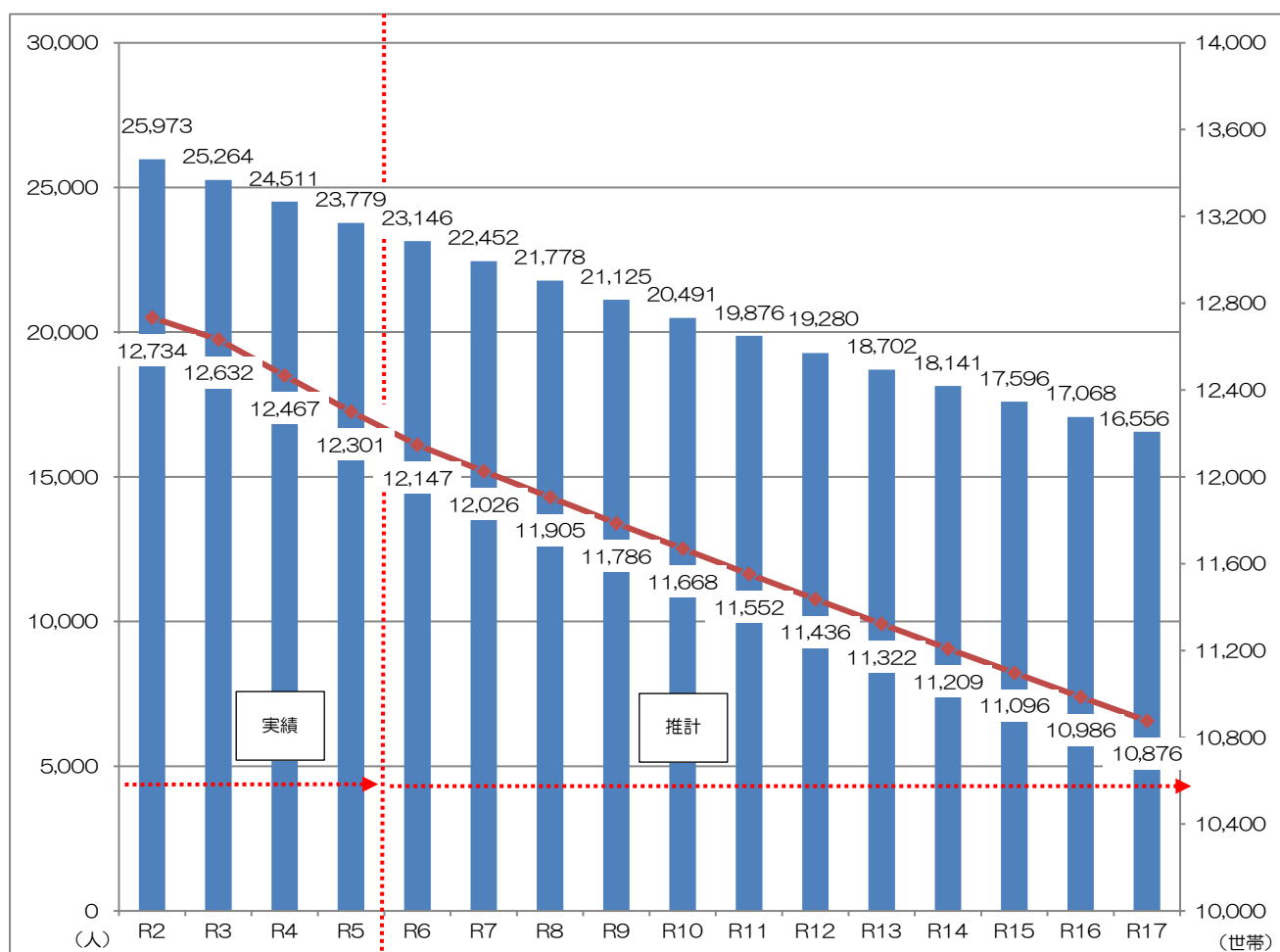
第3節 ごみ排出量の推計及び数値目標

1 ごみ排出量の推計

(1) 将来人口・世帯数

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を参考にし、令和5年3月31日現在の人口から将来の動向について推計したものです。

【人口・世帯数の推移】



(2) ごみ排出量

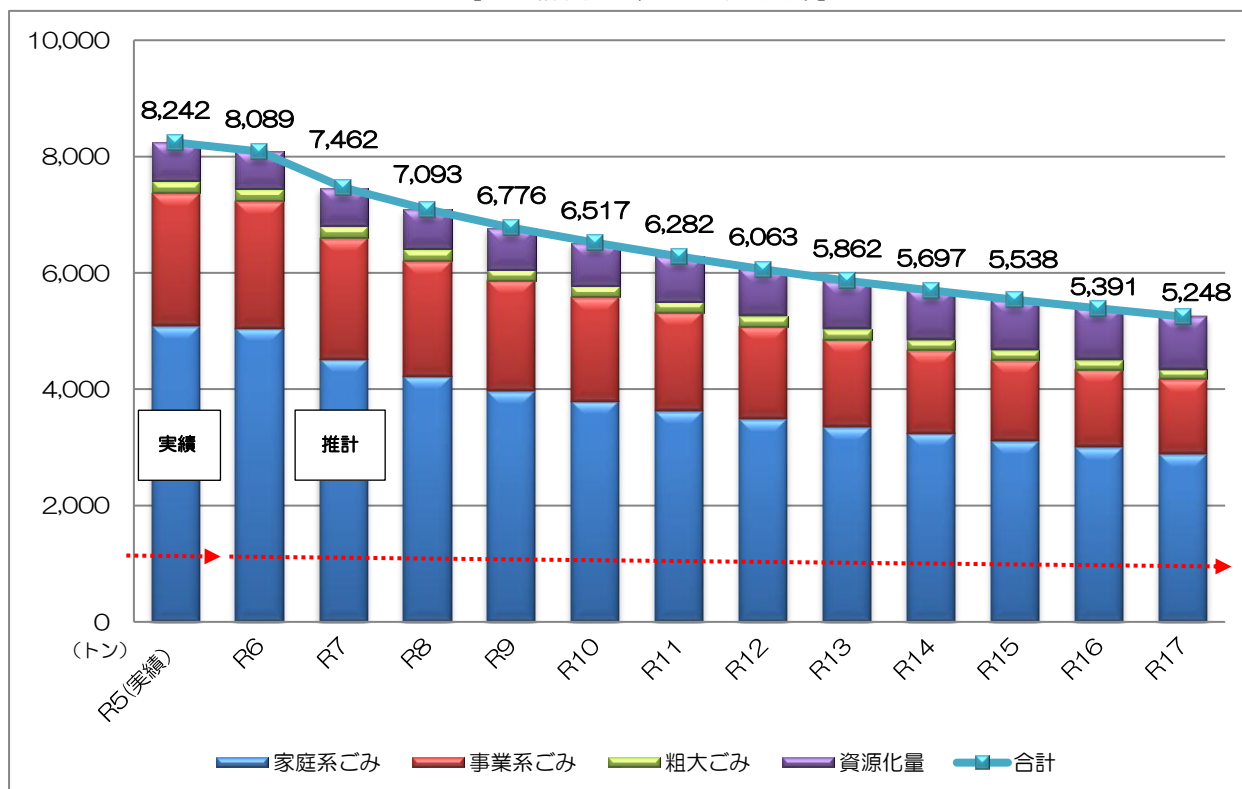
ごみの排出量については、過去の実績をもとに排出量を算出したうえ、将来推計人口を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{将来のごみ排出量}} = \boxed{\text{過去の実績からごみの区分ごとに排出量を算出}} \times \boxed{\text{将来人口}}$$

(3) ごみの区分別排出量

計画目標年次におけるごみ排出量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び再生利用等によるごみ減量効果などを勘案して、ごみの区分ごとに排出量がどのように変化するかを推計しました。

【ごみ排出量（ごみの区分別）】



一般廃棄物実態調査参考（基準日：10月1日）

単位：トン

年度	家庭系ごみ	事業系ごみ	粗大ごみ	資源化量	合計
R5(実績)	5,086	2,286	203	667	8,242
R6	5,039	2,193	211	646	8,089
R7	4,507	2,093	206	656	7,462
R8	4,213	1,993	201	686	7,093
R9	3,971	1,893	196	716	6,776
R10	3,787	1,793	191	746	6,517
R11	3,627	1,693	186	776	6,282
R12	3,483	1,593	181	806	6,063
R13	3,352	1,501	176	833	5,862
R14	3,233	1,440	171	853	5,697
R15	3,109	1,390	166	873	5,538
R16	2,997	1,340	161	893	5,391
R17	2,889	1,290	156	913	5,248

2 数値目標

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分目標設定にあたっては、国の第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画を参考に設定した目標値を見直し、令和5年度実績をベースにして、効果的な施策の展開によって達成に取り組むため、新たな目標値を設定します。

(1) 一般廃棄物の減量化

本市では、リサイクルするものも含めた一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、一人一日当たりのごみの総排出量の目標値を890グラムに設定していました。

令和5年度実績では、931グラムとなっており、目標値を達成していないものの、年々減少傾向にあることから、令和17年度における数値目標を、868グラムに引き上げます。

一人一日当たりのごみ排出量
(931g→868g)

(2) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物を除く)

本市における令和5年度の実績は、572gとなっており、設定していた目標値500gを上回っています。更なるごみ減量化への意識向上のため、これまで以上の普及啓発を行うとともに、ごみの減量に有効とされる新たな施策の展開や先行市町村の取組を参考にし、令和17年度の目標値を478gに引き上げます。この目標を達成するためには、令和5年度と比較して、17%以上の削減をすることが必要です。

一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物を除く)
令和5年度対比17%以上削減
(572g→478g)

(3) リサイクル率(資源化率)

国の循環利用率は、ごみ全体量のうち再使用や再生利用に占める割合のことをあらわしている指標であり、令和12年度において19%を目標としています。

本市におけるリサイクル率は、令和5年度実績において8.8%と低く、今後、啓発活動の強化による市民の意識改革、循環型社会の実現に向けた新たな施策を展開する必要があります。

令和17年度における数値目標を引き続き約17%に設定します。

リサイクル率(資源化率)
(8.8%→約17%)

(4) 最終処分量

本市の一般廃棄物最終処分場は、平成8年度から供用を始めております。

令和2年7月より家庭系ごみの有料化制度を継続実施し、ごみの減量化を図って以降3年間の年間最終処分平均埋立量を算出すると、1,198t/年となり、人口減少とともに最終処分量は減少しています。

令和5年度末時点からの残余年数を推計すると、今後15年程度(令和20年まで)使用できる見込みです。

ごみの排出量の削減、再資源化の目標を達成した場合、令和17年度時点での最終処分量は871t/年の推計値となります。令和5年度と比較して、25%以上削減する目標を設定し、施設の長寿命化に努めることとします。

なお、この目標を達成することにより、令和23年まで約6年程度、施設の延命化が図られる見込みです。

最終処分量
令和5年度対比25%以上削減



第4節 目標達成に向けた個別施策

1 エコプランA ～体制整備～

施策の概要	主体別		
	市	市民	事業者
<p><u>①排出ルールの徹底</u></p> <p>ごみ出しカレンダーの配布や広報誌、ホームページ、SNS への掲載、地域への出前講座などを通じて、排出ルールについて、検索しやすく、わかりやすい情報発信をするとともに、周知徹底を図ります。また、市民、事業者は、排出ルールに従った分別に努めます。</p>	◎	○	○
<p><u>②人材の育成</u></p> <p>地域において、リサイクル活動を率先して行う人材を育成します。</p> <p>また、学校や地域への出前講座などの環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努めます。</p>	◎	○	○
<p><u>③ごみ集積所ボックスの設置補助</u></p> <p>ごみ集積所ボックスの設置に対する支援を行い、周辺環境に配慮した適切な集積所の設置を促進します。</p>	◎	○	
<p><u>④古着・古布の回収</u></p> <p>家庭から排出されるごみの発生抑制を図るため、古着・古布の回収を実施します。</p>	◎	○	
<p><u>⑤生ごみ堆肥化及び減量化の促進</u></p> <p>家庭から排出される生ごみの自己処理、減量化を促進するため、生ごみ処理機（器）などの購入に対する支援を強化します。</p> <p>また、減量対策を行った世帯に対する、支援策を検討します。</p> <p>講習会等を開催し、生ごみ堆肥化の普及啓発を行います。</p>	◎	○	○
<p><u>⑥出前講座の実施</u></p> <p>幅広い世代を対象とした出前講座を開催し、本市におけるごみ処理の現状や、ごみ減量に向けた分別の徹底、3Rなどの取り組みについて情報交換を行います。</p>	◎	○	○
<p><u>⑦ごみ分別ルールの見直し</u></p> <p>ごみの排出状況や成分等を分析し、必要に応じて分別のルールを図るほか、指定ごみ袋の種別・サイズ等の変更について検討します。</p>	◎	○	

◎・・・主体的に取り組む ○・・・取り組みに協力、参加する

2 エコプランB ～発生抑制～

施策の概要	主体別		
	市	市民	事業者
<u>①生ごみの減量化</u> 計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにします。料理などの作る量を工夫し、残さないようにします。 生ごみは水切りなどにより減量に努めます。	○	◎	◎
<u>②使い捨て品の使用抑制等</u> 使い捨て品の使用を抑制します。また、マイバッグ持参や事業者におけるペーパーレス化など、可能な限り、物を無駄に消費しない生活及び、ワークスタイルを心がけます。	○	◎	◎
<u>③過剰包装製品購入の自粛</u> できるだけ簡易に包装された製品の購入促進に努めます。また、事業者に対して過剰包装の見直しに努めるよう周知します。	○	◎	◎

◎・・・主体的に取り組む ○・・・取り組みに協力、参加する

3 エコプランC ～情報発信～

施策の概要	主体別		
	市	市民	事業者
<u>①ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発</u> ごみの発生・排出抑制を図るとともに、市民及び事業者のリサイクル意識の向上を図るため、市の広報誌やホームページ、SNS等において、検索しやすく、わかりやすいごみ減量化の具体的な手法、本市におけるごみ処理の実態など様々な情報を発信します。	◎	○	○
<u>②食育の推進</u> 食育推進計画に基づく食育活動を通じて、食べ物や資源を大切にすることを育み、食ロス削減の普及を図ります。	◎	○	
<u>③環境教育の充実</u> 循環型社会の実現を目指して、学校への出前講座やごみ処理施設の見学会を実施するなど、環境教育・環境学習を推進します。	◎	○	

◎・・・主体的に取り組む ○・・・取り組みに協力、参加する

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の流れ

令和7年3月末現在、本市の生活排水処理率は、公共下水道事業・農業集落排水事業など（以下「下水道等」という。）の整備及び合併処理浄化槽等の普及により83.9%に達しています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可する事業者により収集・運搬され、男鹿地区衛生センターで処理されています。男鹿地区衛生センターで処理された焼却残渣は、最終処分処理業者により処理されています。

下水道等や合併処理浄化槽を未使用の家庭では、炊事・洗濯などの生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しており、水環境へ大きな負荷を与え、水質汚濁の一因となっています。

図4-1-1 生活排水処理フロー

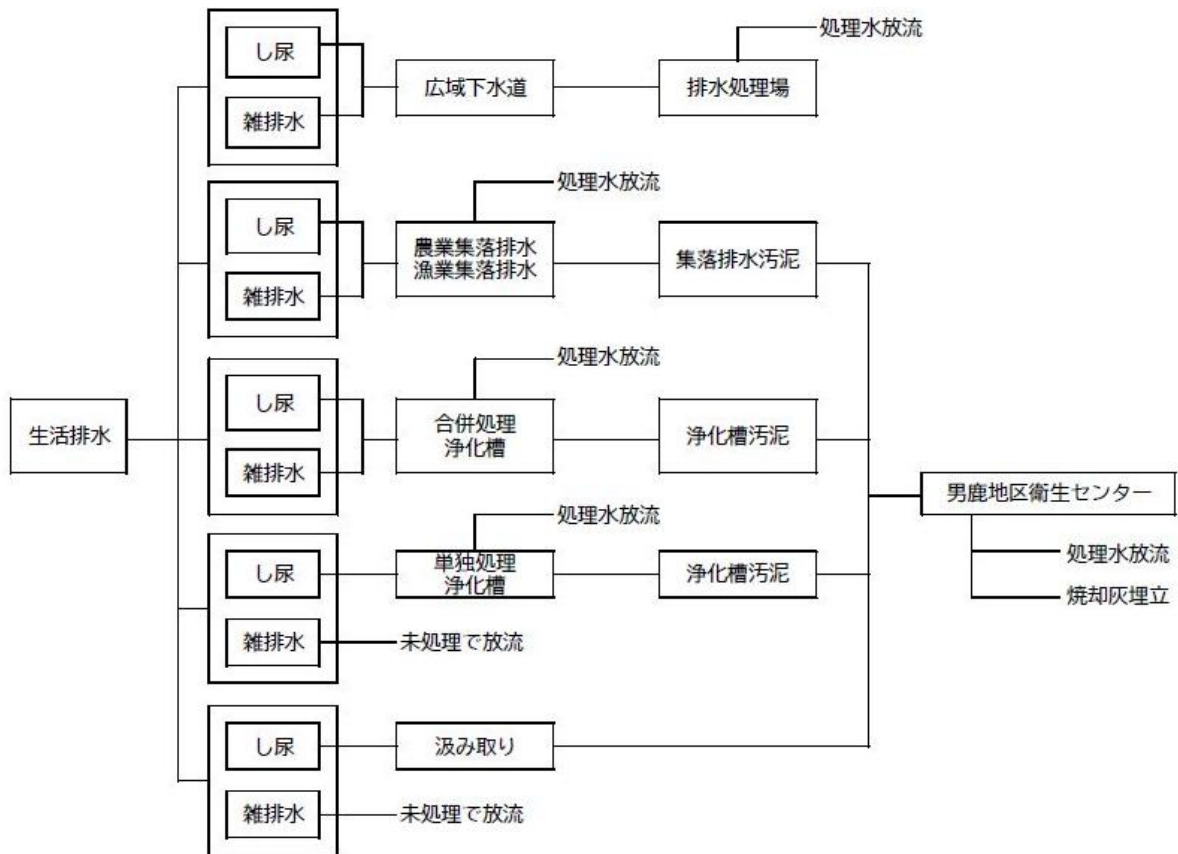


表 4-1-1 男鹿地区衛生センターの概要

	内 容
施設名称	男鹿地区衛生センター
事業主体	男鹿地区衛生処理一部事務組合
所在地	秋田県男鹿市船越字一向 207-145
処理能力	100 kℓ/日(更新後)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理 (更新後)
竣 工	昭和 52 年 3 月
備 考	平成 2 年 9 月施設更新実施

2. 生活排水の処理主体

本市における生活排水処理主体の現状及び計画は表 4-1-2 のとおりとします。

表 4-1-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	
		現状	計画
①合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	個人等
②単独処理浄化槽	し尿	個人等	-
③公共下水道※	し尿及び生活雑排水	男鹿市	男鹿市
④農業・漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	男鹿市	男鹿市
⑤特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	男鹿市	男鹿市
⑥し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	男鹿地区衛生処理一部事務組合	男鹿地区衛生処理一部事務組合

3. 処理実績

令和6年度末におけるし尿・浄化槽汚泥の処理実績は、し尿が6,132kL、浄化槽汚泥が3,144kL、合計9,276kLであり、いずれも概ね減少傾向で推移しています。

令和6年度末における生活排水処理人口は、公共下水道が17,092人、農業集落排水が974人、漁業集落排水が318人、合併処理浄化槽が1,045人であり、いずれも人口減少等により減少傾向で推移しています。

令和6年度末における浄化槽設置基数は、合併処理浄化槽が432基であり、増加傾向で推移しています。

また、令和6年度末における農業集落排水施設戸数は436戸、漁業集落排水施設排水は183戸であり、令和元年度以降ほぼ横這いとなっています。

表 4-1-3 し尿・浄化槽汚泥の処理実績の推移

単位：kL

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
し尿	7,217	7,000	6,627	6,513	6,132	6,132
浄化槽汚泥	3,685	3,374	3,429	3,636	3,220	3,144
合計	10,902	10,374	10,056	10,149	9,352	9,276

表 4-1-4 生活排水処理人口の推移

単位：人

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口		26,593	25,973	25,264	24,511	23,779	23,146
生活排水 処理人口	公共下水道	19,027	18,713	18,398	17,919	17,478	17,092
	農業漁業 集落排水	1,551	1,513	1,463	1,400	1,346	1,292
	合併処理 浄化槽	859	1,045	1,083	1,054	1,048	1,045
	合計	21,437	21,271	20,944	20,373	19,872	19,429
生活排水処理率		80.61%	81.89%	82.90%	83.11%	83.56%	83.94%

※総人口、生活排水処理人口共に各年度末の人口を示す。

4. 生活排水処理の課題

下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水を未処理のまま河川等へ排出する量は年々減少していくものと予想されますが、生活雑排水による環境負荷の軽減を図るため、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活排水処理率の向上により、快適で衛生的な水環境を確保するため、下水道施設の維持管理をはじめ、総合的な生活排水対策を推進します。

- 計画処理対象区域は、男鹿市全域とします。
- 下水道事業の安定供給のため、下水道施設について計画的な改築・更新に努めます。
- 公共下水道及び農業・漁業集落排水事業の計画がない地域については、合併処理浄化槽の事業を推進します。また、既に単独処理浄化槽を設置している世帯については、合併処理浄化槽への転換を図ります。
- し尿・浄化槽汚泥の状況の変化に対応した効率的な処理を行うとともに、施設の老朽化への対応も検討します。
- 生活雑排水の発生源対策として、市民に対する広報・啓発活動を積極的に行います。

2. 生活排水の排出量予測

計画年度における生活排水の排出量は、令和12年度（2030年度）が7,589kL、令和17年度（2035年度）が6,512kLであり、現状の令和7年度（2024年度）から減少傾向で推移するものと予測されました。

表 4-2-1 生活排水排出量の予測結果

単位：kL

	実績						予測値	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度	R17年度
し尿及び 浄化槽汚泥	10,902	10,374	10,056	10,149	9,352	9,246	7,589	6,512
収集し尿量	7,217	7,000	6,627	6,513	6,132	6,132	5,009	4,298
浄化槽汚泥量	3,685	3,374	3,429	3,636	3,220	3,114	2,580	2,214

計画年度における生活排水処理人口を見ると、非水洗化人口は、令和12年度（2030年度）が2,947人、令和17年度（2035年度）が2,442人であり、令和6年度（2024年度）から減少傾向で推移するものと予測されます。

水洗化人口は、令和12年度（2030年度）が16,029人、令和17年度（2035年度）が13,839人であり、令和6年度（2024年度）から減少傾向で推移するものと予測されます。

水洗化人口の内訳を見ると、下水道人口、合併処理浄化槽人口、農業・漁業集落排水人口は概ね減少傾向で推移するものと予測されます。

表 4-2-2 生活排水処理人口の予測結果

単位：人

	実績	計画年度	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
非水洗化人口	3,717	2,947	2,442
水洗化人口	19,429	16,029	13,839
下水道人口	17,092	14,100	12,173
浄化槽人口	2,337	1,929	1,666
合併処理浄化槽人口	1,045	880	775
農業・漁業集落排水人口	1,292	1,049	891
合計	23,146	18,976	16,281

3. 基本方針を達成するための施策

(1)処理主体

本市において、下水道整備区域内の加入率の増加および浄化槽普及率の上昇等により、非水洗化人口は減少していくものと予測されます。

今後のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、収集量の面から見て、現在本市が許可している市内収集運搬業者で十分に対応できると考えられることから、当面は現在の体制を維持していくこととします。

また、現在設置されている合併処理浄化槽については、保守・点検、清掃、検査の徹底を図るよう指導を継続します。

市民や事業者に対しても、広報や啓発活動により、それぞれの役割に応じた生活排水処理対策に係る取り組みを促進していきます。

し尿・浄化槽汚泥の処理に関しては、当面は現在の処理体制により男鹿地区衛生センター（昭和52年3月竣工）を維持しながら処理していきますが、令和3年2月に男鹿市、秋田市及び潟上市の三市で「し尿および浄化槽汚泥の広域処理検討に係る覚書」を締結していることから、スケールメリットを生かした広域処理の実施に向けて検討を進めていきます。

(2)処理の目標

①生活排水処理の目標

目標年次である令和17年度（2035年度）における生活排水処理率は85%とします。生活排水処理率とは、計画処理区域内人口に対して、生活排水（し尿及び生活雑排水）が下水道等、及び合併処理浄化槽等により処理されている人口の割合を指します。

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{水洗化・雑排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \times 100$$

表 4-2-3 目標年次における人口の内訳

単位：人

	目標年度 令和17年度 (2035年度)	比率
行政区域内人口	16,281	100.00%
計画処理区域内人口	16,281	100.00%
水洗化・生活排水処理人口	13,839	85.00%

②収集・運搬に関する目標

収集・運搬区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理することを目的として、し尿及び浄化槽汚泥の需要に対応し、収集運搬体制の効率化・円滑化を図ります。

- ・収集・運搬の実施主体は、現行どおり本市が現在許可している収集運搬業者で対応し、男鹿地区衛生センターへ搬入します。

- ・し尿及び浄化槽汚泥は、現行どおり計画収集します。

- ・対象となるし尿及び浄化槽汚泥は、計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥（単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の清掃汚泥）の全量とします。

③中間処理等に関する目標

中間処理施設である男鹿地区衛生センターについては、し尿および浄化槽汚泥の広域処理を視野に入れつつ、円滑な処理を継続できるよう施設の維持管理を行います。

- ・中間処理対象物は、計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥等とします。

- ・収集したし尿及び浄化槽汚泥等は、男鹿地区衛生センターに搬入して処理します。処理水は消毒設備により消毒して放流し、発生した脱水汚泥及び焼却残渣は、最終処分処理業者により処理する。

- ・中間処理量は、計画処理区域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

④啓発活動に関する目標

市民に対して、水環境保全の意識の向上を図り、各家庭から排出される生活排水の抑制方法やその必要性に関する啓発活動を展開し、広く市民の理解と協力を得ることに努めます。

◇用語解説

【い】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類される。

●一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。

●一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める計画。

【え】

●SDGs（エスディーゼーズ）

「Sustainable Development Goals」の略称。

2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で、達成するために掲げた17の目標。

【お】

●男鹿市環境基本条例

男鹿市環境審議会の答申を踏まえ、平成17年3月22日に施行。

環境の保全についての基本理念と市、事業者及び市民の役割、また、環境の保全に関する施策の基本的事項を明らかにしている。

【か】

●環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律で、地球環境保全を含めて、わが国の環境政策の基本的方向を示す基本法。

●環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育のこと。生涯教育として幼児から高齢者まであらゆる年齢層が対象となる。

●環境への負荷

「男鹿市環境基本条例」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。直接的に、又は集積・蓄積して、様々な環境悪化を引き起こす排出物質や自然の改変などのこと。

●管理型最終処分場

地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工を行い、浸み出した水を集め、法に基づく排水基準を満たすよう処理して公共用水域に放流する設備を備えた処分場。

【き】

●協働

市民、事業者（企業）、行政等が対等の立場で、お互いの信頼関係のもと、同じ目的のために働くこと。

【さ】

●最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う場所又はその設備。一般廃棄物の最終処分場は1種類（管理型）であるが、産業廃棄物の最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の環境に及ぼす影響によって、安定型、管理型、遮断型の3種類に分類される。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が必要である。

【し】

●持続的発展が可能な社会

将来の世代が享受する経済的、社会的な利益を損なわない形で、現在の世代が環境を利用していこうとする考え方に基づく社会。

●循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

●循環型社会形成推進基本法

環境基本法の理念に基づき、循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律で、リデュース（廃棄物の発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）→熱回収→適正処分という処理の優先順位を明確にし、廃棄物等のうち有用なものを循環資源とした。

製品の生産者は製品の再利用や処理についても責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定された。

●食品ロス

本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食べ物。日本では年間約600万トンも廃棄されている。食品ロスを減らすことによって、廃棄物の減量化が期待されており、消費者庁・環境省をはじめ、取り組みを実施する自治体も増えてきている。

【す】

●3R（スリーアール）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉で、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方をいう。資源の有効利用や環境保全の施策の基本となっている。

【ち】

●中間処理

収集したごみの焼却、金属類の破碎、缶、ビンなどの選別により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

【つ】

●2R（ツーアール）

3Rのうち、リサイクル（Recycle：再生利用）に比べて優先順位が高いものの、取り組みが遅れているリデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）及びリユース（Reuse：再使用）を特に抜き出してまとめて呼称しているもの。

【ね】

●熱回収（施設）【サーマルリサイクル】

廃棄物を単に焼却処理するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。又はその施設。

【は】

●廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律。

廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としている。

●八郎湖周辺清掃事務組合

中間処理施設の設置及び管理運営を行う事務を共同処理するために組織された地方公共団体の組合。平成17年3月に八郎湖周辺の5市町村（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）で構成された。

【ひ】

●漂着・漂流ごみ

海洋を漂流しているごみ及び海岸に漂着しているごみの総称で、主に漁業活動から発生するごみ(漁網や発泡スチロール製のウキなど)や、側溝や河川などを経由して海に流れ出た生活系のごみ、倒木などで構成されている。

●PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)といった4つのサイクルによって、事業活動における管理業務を円滑に進める手法のこと。

【ま】

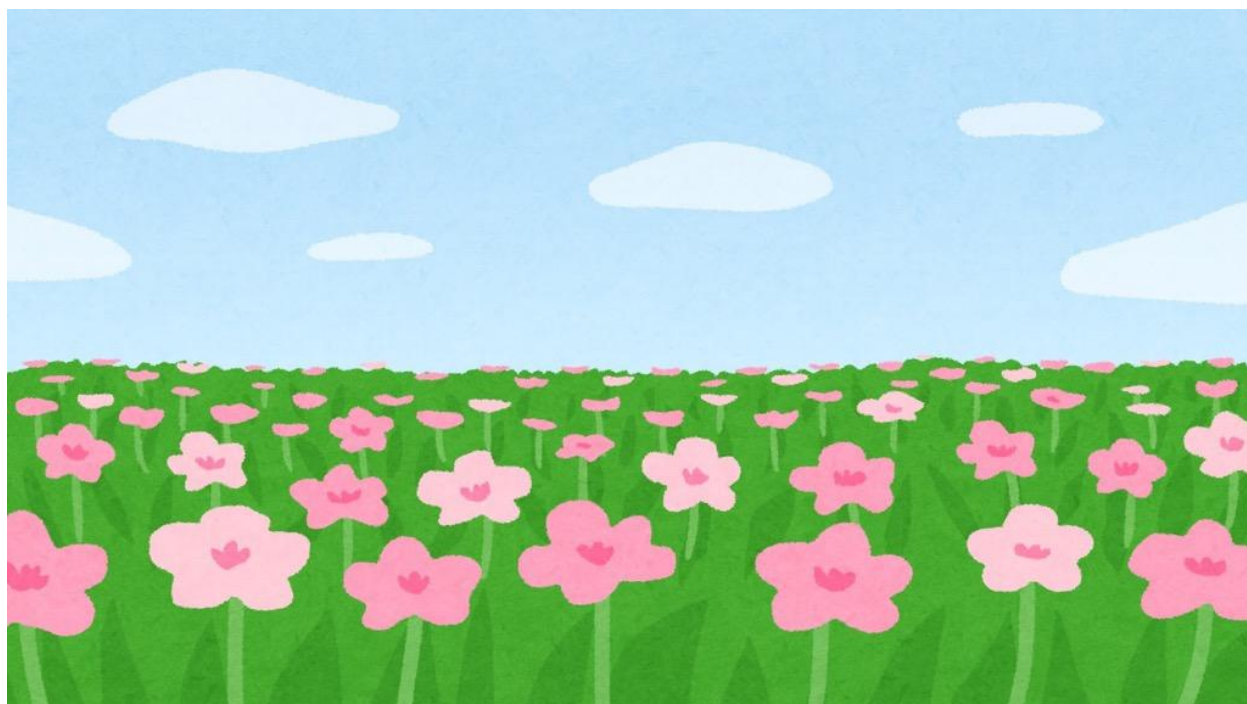
●マイバッグ

消費者が買い物を入れて持ち帰るために自分で用意するバッグや袋。マイバッグの利用を習慣化することで、レジ袋の消費を抑制することができ、原料である石油の消費抑制やごみとしての排出が削減される。

【よ】

●容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する事業者又は販売する商品に包装容器を用いる事業者は、再商品化を実施するという役割分担を定めている。



令和8年3月発行

令和7年度版

第2次男鹿市一般廃棄物処理基本計画

編集・発行

男鹿市市民福祉部生活環境課

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9114

FAX 0185-24-3100

E-mail kankyo@city.oga.akita.jp